令和８年　第３回（定例）国　富　町　議　会　会　議　録（第２日）

令和８年９月７日（月曜日）

議事日程（第２号）及び本日の会議に付した事件

令和８年９月７日　午前９時３０分開会

日程番号	議案等番号	付　　議　　事　　件	
1		一般質問	郡　一覚 井戸川　紀代子 中村　繁樹 山内　千秋

出席議員（１３名）

１番　井戸川　紀代子君	２番　郡　　一覚君
３番　石山　和真君	４番　竹田　貫紀君
５番　中村　繁樹君	６番　日髙　英敏君
７番　山内　千秋君	８番　武田　幹夫君
９番　渡邉　靜男君	１０番　河野　憲次君
１１番　谷口　　勝君	１２番　近藤　智子君
１３番　穂寄　満弘君	

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長　三好　秀敏君　　主幹兼議事調査係長　日髙　雄二君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	日髙　利夫君	副町長 ……	横山　秀樹君
教育長 ……	荒木　幸一君	総務課長 ……	坂本　　透君

総合戦略課長　……　山下　　玲君　　財政課長　……　境田　伸一君
税務課長　……　長友　正登志君　　町民生活課長　……　前田　耕作君
福祉課長　……　津留　慎義君　　保健介護課長　……　横山　香代君
農林振興課長　……　春元　賢一郎君　　農地整備課長　……　長友　寿隆君
都市建設課長　……　木下　輝彦君　　上下水道課長　……　横山　寿彦君
会計管理者兼会計課長　……　猪股　宣宏君
教育総務課長　……　日髙　佑二君　　社会教育課長　……　桑畑　武美君
学校給食共同調理場所長　……　古賀　博之君
監査委員　……　横山　幸壽君

午前９時３０分　開議

【○議長（穂寄　満弘君）】　本日は一般質問となっております。足元の悪い中、早朝より傍聴、誠にありがとうございます。一般質問は一問一答方式で行います。議員におかれましては、政策の提言や疑問点につきまして、納得いくまで質疑を繰り返していただきたいと思います。執行部におかれましては、対応方よろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は１３名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第１、一般質問を行います。それでは質問通告がなされておりますので、順次これを許します。最初に郡一覚君の一般質問を許します。郡一覚君。

【○議員（２番　郡　一覚君）】　楽しく優しく新しくをモットーとしております、郡一覚です。本日はお忙しい中、傍聴席までお越しいただきました皆様にまずお礼申し上げます。また、今回から議会やこの一般質問のＹｏｕＴｕｂｅ配信も始まるということで、配信をご覧の皆様にもこの場をとおして町政や議会の取り組みを少しでも身近に感じていただければと思います。

では、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。はじめに、祭り・地域イベントについて伺います。国富町にお住まいの皆様にとって祭りとはどういうものでしょうか。祭りと聞いて思い浮かべるのは、昔から続く賑わいや地域の皆さんが集まり声を掛け合いながら作ってきた風景ではないかと思います。国富町にも昔から続いてきた祭りがいくつかあります。その中にも、昔からの形を大切に守っているものもあれば、時代に合わせて少しずつ形を変えてきたものもあります。

一方で、今はもう行われなくなったものもありますし、反対に全く新しいイベントとして始まったものもあります。祭りには単に人を集めるだけではない意味があります。地域で大

切にされてきたしきたりや習わし、そこに込められた思いがあります。長い間、地元への愛着を持って、その形を守り、声を掛け合いながら続けてこられた皆さんには、私自身深い敬意を持っていますので、簡単に変えればいい、新しくすればいいと言えるものではありません。

ただ一方で、祭りやイベントは引き継ぐ人、参加する人、支える人がいてはじめて成り立つものでもあります。担い手が少なくなり協力する人も減っていけば、どれだけ大切なものでも続けることそのものが難しくなっていきます。これは、これからの国富町の魅力づくりを考えた時のリスクや不安になります。また、もう少し何かあったらいいのに、もっと盛り上がったらいいのに、という声も耳にします。私も地域の中でそういう声を聞く度に、なんとかしたいね、どうしたらもう少し面白くなるだろうね、という小さな思いや小さな力をどうにか繋いで膨らませることはできないだろうかと考えてきました。

祭りや地域イベントには、町民が楽しみ、交流する場としての役割があります。それだけではなく、地域への愛着や誇りを育て、町外の人に国富町を知ってもらうきっかけにもなり、新しい地域の魅力そのものを生み出す可能性もあります。町の魅力というものを考えた時に、この町に住んでいて楽しい、この町にはこれから何か面白いことがありそうだ、自分の住んでいる町を人に話したくなる、そうした気持ちも同じように大切なのではないでしょうか。その意味でも祭りやイベントを単なる１日の催し物としてだけではなく、町の魅力づくり、町づくりのひとつとして捉えていく視点があってもいいのではないかと思います。

そしてその魅力は、まず町民の皆さん自身が楽しみ誇れるものであることが大切だと思います。町外から何人呼べるかということも大事ですが、その前にそこに住んでいる人達が参加したい、楽しかった、また行きたいと思えるものになっているか。そうした雰囲気や熱があってこそ町外の方にも国富町に行ってみたい、一度参加してみたいと思ってもらえるのではないでしょうか。また、情報発信も当然必要ですが、知ってもらう工夫と同時に知ったら行きたくなる中身を育てることも必要だと思っています。その積み重ねの中から、将来的には国富町にはこういう楽しみがあると言えるものが生まれてくるのではないでしょうか。ただ、最初の一歩がなかなか生まれないのが現状でしょう。こうした中で、地域の自主的な取り組みや新しい挑戦が生まれやすい環境を整えたり、人と人を繋いだり、最初のきっかけを作ったりすることもこれからの支援のひとつではないかと考えています。

そこで町長に伺います。本町の祭り・地域の現状を踏まえ、地域の自主的な取り組みや新たな挑戦をどのように支え、その充実につなげていくお考えでしょうか。また、行政だけでなく町民や地域団体、事業者などがそれぞれの力を持ち寄り、官民が連携しながら国富町らしい魅力ある祭り・イベントを育てていくことについて、町長の考えを伺います。

続いて２問目の児童生徒のキャリア教育の充実について伺います。子ども達に「将来何になりたいですか。」と尋ねることがあります。私達自身も子どもの頃にはそう聞かれ、学校の先生、看護師さん、スポーツ選手など思い思いの職業を答えた経験があるのではないでしょうか。しかし、今の子ども達がこれから生きていく社会を考えると、将来何になるのかという問いだけでは、少し足りなくなってきているように感じます。働き方は多様になり、社会や技術の変化も早く、１つの仕事を選んだらそのまま同じ道を歩み続けるとは限りません。進学、就職し、時には別の仕事に挑戦したり、新しい学び直しをしたりすることも、これからはより身近になっていくと思います。だからこそ、子ども達には単に早い段階で職業を決めるのではなく、自分は何に興味があるのか、どんなことが得意なのか、社会にはどんな仕事や生き方があるのか、自分は将来どのように社会と関わっていきたいのか、こうしたことを考えながら、自分自身で将来を選んでいく力が必要になるのではないでしょうか。私は、そこにキャリア教育の大きな意味があると考えています。

また、学校で学ぶことと実際の社会との繋がりを知ることも大切です。例えば、普段学んでいる国語や数学、コミュニケーションの力が実際の仕事の中でどのように使われているのか、地域で働く大人がどのような思いを持って仕事し、社会の中でどのような役割を担っているのか、実際の人や仕事に触れることで子ども達にとって学ぶこととこれから生きていくことが、少しずつ繋がっていくのではないかと思います。

そして、私は国富町でキャリア教育に取り組む意味はもうひとつあると考えています。それは、自分の将来を考えることと自分が育った地域を知ることを繋げられるということであります。これは、子ども達に将来は必ず国富町に残って働いてほしいと求めるものではありません。進学や就職を機に町を離れ、新しい地域や世界で力を発揮することも大切な選択肢だと思います。ただ、その時に国富町にはどのような仕事があり、どのような思いで地域を支えている人がいるのかを知っていることは、大きな意味があると思います。将来どこで暮らしていたとしても、故郷である国富町を大切に思い、直接的であれ間接的であれ、いつか自分の力を地域の為に発揮したいと子ども達に思ってもらえる町であることは、地域にとっても大切なことだと思います。そう考えると、キャリア教育は子どもの将来を学校だけに任せるものではなく、地域全体で子ども達の未来に関わることのできる教育のひとつではないかと思います。

本町においても教育振興基本計画等にキャリア教育が位置付けられ、これまで様々な取り組みが行われているものと認識しております。そこで今回改めて現在どのような取り組みが行われ、どのような成果や課題があるのか、そして、これからの社会を生きる子ども達のために本町としてどのようなキャリア教育を目指していくのかを教育長に伺います。以

上で壇上からの質問を終わります。

【○議長（穂苅　満弘君）】　答弁を求めます。町長。

【○町長（日高　利夫君）】　改めまして、おはようございます。足元の悪い中に本日もたくさんの皆さんに傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、郡議員のご質問にお答えをいたします。

祭りやイベントづくりについてであります。祭りや地域イベントは、この町の魅力と活力を発信する重要な機会であり、町民が楽しみ地域との繋がりを深めるとともに、この国富の町、そして生まれ育った地域への愛着、さらには町民の郷土愛を育むことにおいても重要な役割を担っているものと考えております。本町におきましても、総合町民祭をはじめ地域や各種団体が主体となった祭りやイベントなど様々な取組みが行われておりますが、また一方では、担い手の不足とか高齢化、そして後継者も不足し、さらには準備・運営を担う人材の確保、運営者の負担増加など継続していく上での課題もいくつか生じているものと思われます。

今後は、既存のイベントを大切にしながらも、行政が一方的に企画するのではなく、町民や地域団体、事業者などから、「こうしたイベントをやってみたい」とか「こういう風な感じで地域を盛り上げていきたい」そういった自主的な提案や相談を積極的に受け止め、行政が必要なその支援を充実させていきたいという風に考えております。

これからのまちづくりにおいては、祭りや地域イベントを「行政が作るもの」から「町民、地域、事業者などと連携し、行政が後押しして一緒に育てるもの」へと発展させていくことが重要であると考えております。

町民の皆様の自由な発想や新たな挑戦を積極的に応援しながら、国富町らしい魅力ある祭りやイベントを育て、町民の交流促進はもとより、町外からの誘客や地域経済の活性化にも繋げてまいりたいと思っております。以上、お答えいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　教育長。

【○教育長（荒木　幸一君）】　それでは、キャリア教育についてのご質問にお答えいたします。キャリア教育は、学校での様々な役割や経験をとおして、児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる力を身に付けさせるための教育です。児童生徒の社会的・職業的自立を促すためには体験が重要であり、地域や企業等との連携は不可欠であります。

学校・地域・企業が連携した学びの推進につきましては、小学校段階ではＪＡや地域の農家の協力の下、野菜作りや米作りなどの農業体験を行ったり、ガイドボランティアの方から地域の歴史について学んだりしながら、働くことや地域社会への関心を高める学習をしています。

また、中学校段階では実際に職場に出向いて仕事を体験することで、働くことの喜びや厳しさ、難しさを知ったり、地域の働く大人との意見交換をとおして、職業への理解を深めたりするなどの学習を行っています。加えて、子どもの社会的・職業的自立に必要な力は、段階的に身に付けていくものですので、小学校から中学校へ、そして高校へとキャリアパスポートと呼ばれる各段階での成長の記録の蓄積が進学先の学校に引き継がれることになっています。以上、お答えいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　補足答弁はありませんか。郡議員、質問を続けてください。郡議員。

【○議員（２番　郡　一覚君）】　町長、教育長、ありがとうございました。

では、本町の祭り・イベントについて具体的に伺ってまいります。今の町長答弁で行政だけで作るのではなく、町民や地域事業者と連携しながら一緒に育てるという方向を示していただきました。私も今回まさにそこを確認したかったので、ありがたく受け止めております。

そこでまず確認したいのが今ある祭りや地域イベントを町自身がどのように見ているのかということです。イベントを毎年開催されているということと、それが町の魅力としてどのような価値を持っているのかということは、少し違う話だと思っています。町民の交流に繋がっているのか、町外から人を呼ぶ力があるのか、地域のお店や事業者へ波及があるのか、情報発信に繋がっているのか、そして、国富町らしさを感じてもらえるものになっているのか。そうした視点から、現在の祭りやイベントを町としてどのように捉えているのか、まず伺いたいと思います。

また、町内に住んでいる私達はその祭りや歴史や雰囲気、地域の中で大切にされてきた背景をある程度知っています。一方で、町外の方はそうではありません。ＳＮＳなど限られた情報の中から楽しそうだな、行ってみようかな、参加してみたいなと判断されることになります。そうした町外からの視点に立った時、今ある祭りやイベントが国富町の魅力としてどのように映っているのかを考えているのか、そこも併せて確認したいと思います。これは、祭りやイベントの良し悪しや、よその町の取組みと比較したいということではありません。今あるものをどう捉えているのかが分からなければ、これから何を大切に残していくのか、どこを磨いていくのか、また、どのような部分を支援していくのかも見えにくいと思うからです。

そこで改めて伺います。町内まつり・地域イベントの現状と町外へ発信する魅力としての評価について、町はどのように捉えているのか伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　総合戦略課長。

【○総合戦略課長　山下　玲君】　お答えいたします。

本町では、総合町民祭をはじめとしまして、地域や各種団体が主体となった祭りやイベントの開催については、町長答弁の認識のとおりであると思っております。加えまして、情報発信、こういったところにつきましては、観光パンフレットやＳＮＳなども活用した情報発信、さらには、ふるさと納税の返礼品を通じた特産品のＰＲなど様々な機会を捉えて国富町の魅力発信に取り組んでおり、町の観光資源や特産品、それから地域の情報などを分かりやすく伝えるツールとして一定の役割を果たしており、本町の魅力を発信する手段としては備えているものと担当課として考えて取り組みを進めているところでございます。

今後も現在の取り組みを継続するとともに、写真や動画の活用、発信内容やタイミングなどを工夫し、より効果的に国富町の魅力が伝わる発信を重ねてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　郡議員。

【○議員（２番　郡　一覚君）】　ありがとうございます。今の答弁を伺いますと、町としてもパンフレットやＳＮＳをはじめ、写真や動画の活用、発信する内容やタイミングの工夫など現在できる範囲で町外への情報発信に取り組んでいるということが分かりました。今後もより効果的に国富町の魅力が伝わる発信を重ねていくということですので、その点はぜひ進めていただきたいと思います。

一方で、今回私がお聞きしたかったことのもう１つの部分、つまり、今ある祭りやイベントを町の魅力としてどう評価しているのかということについては、やはりなかなか一言では答えにくい部分なのだろうな、という印象を持ちました。評価が簡単ではないことは理解しています。祭りには集客だけを目的にしたものもあれば、地域の交流を大切にしたもの、伝統や文化を引き継ぐものもあります。単に何人来たから成功、何人だったから足りないと単純に評価できるものではありません。

ただ、だからといって全部を感覚だけで見ていくということでもありません。ここでは、やったあとに少し振り返ることも必要なのだと思います。例えば、参加された方が町内の方なのか、町外の方なのか、何をきっかけに知ったのか、また来たいと思っていただけたのか、出店された事業者や主催者はどう感じたのか、ＳＮＳでどれぐらい届いたのか。もちろん、全てのイベントで細かな調査をしてくださいということではありません。簡単なアンケートでもいいでしょうし、主催者から聞き取るだけでもいいと思います。イベントの目的に応じて、最低限どこを見ておくかを決めておくだけでも、その後の見え方は随分変わるのではないでしょうか。私は、これはイベントを採点するためではなく、次を少し良くするための材料を残すことだと思っています。町が予算を使って支援するものもありますし、町のホー

ムページやＳＮＳなどをとおして、国富町の取り組みとして町内外に発信するものもあります。そうであれば、上手くいった時だけ「町の魅力です」として、思うようにいかなかった時は「それは１地域、１団体のイベントです」というような関わり方では、少しもったいないと思います。どのイベントにどんな魅力があり、どこに課題があったのかを少しずつ見ていくことができれば、今後町としてどこに支援すればいいのかもより見えやすくなってくるのではないでしょうか。

そこで次に、町が実際に支援している取り組みについて確認したいと思います。国富町には、地域で新たに祭りやイベントなどに取り組もうとする団体を支援し、そうした取り組みが地域のイベントとして定着することを後押しする「国富町まちづくりイベント事業補助金」という制度もあります。こちらは令和６年度に始まっており、現在も予算を組んで継続されている制度です。この制度は、新たな取り組みを支援し、地域イベントとして継続、定着していくことを後押しするものと認識しています。この「国富町まちづくりイベント事業補助金」については、以前の一般質問の中でも取り上げられています。その際には、制度の概要や申請状況、どのような活動が支援を受けたのか、また、制度の周知方法などについて答弁がありました。ですので、今回は、同じことをもう一度お聞きするものではなく、この制度ができ実際にイベントへの支援が行われてきた今、その後どうなったのか、そこを確認したいと思っています。補助を受けてイベントを開催したあと、翌年も続いているのか、参加する人や関わる人が広がっているのか、地域への波及があったのか、そして、補助がなくなったあとも、自分たちで続けていけるようになっているのか。そうした「そのあと」を見ることがこの制度を評価する上では大切ではないかと思います。

先ほども申し上げましたが、イベントの成果は単純に来場者数だけでは測れません。集客だけではなく、地域の人が新しく関わったのか、地元の事業者に波及したのか、町の情報発信に繋がったのか、主催者側に次の活動に繋がる手応えが残ったのか、色々な見方があると思います。最初は小さなイベントでも補助をきっかけに人や協力者が出て、その後自分たちで続けられるようになれば、制度としては大きな成果だと思います。一方で開催そのものは成功でもその後に繋がらないのであれば、そこにはまた別の課題があるのかもしれません。私が今回確認したいのは、まさにそこの部分です。

そこでお尋ねします。「国富町まちづくりイベント事業補助金」について、これまで支援したイベントの現状、集客、地域の波及、情報発信、補助終了後の自立可能性など町としてどのように検証し、この制度の成果と課題をどのように評価しているか伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　総合戦略課長。

【○総合戦略課長　山下　玲君】　まず、この補助制度の実績につきましては、令和６年度か

ら始めた事業で令和７年度までに延べ５件の補助実績がございます。今年度までの３年間継続して補助したイベントというのは、現在のところ１件となっております。

また、本年度は新たな申請がなく、２年目及び３年目のイベント継続を断念された案件が２件ございます。補助制度の成果と検証の方法につきましては、補助事業の実績報告書などを通じて、イベントの実施状況や参加者数、事業内容等を成果として確認しておりますが、町外からの集客や地域経済への波及、情報発信の効果、補助終了後の自立的な運営が可能となっているかといった点につきましては、イベント主催者と充分な意見交換等もなかなかできない状況でありますので、検証ができてない部分は課題であるかなと感じておるところでございます。以上、お答えいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　郡議員。

【○議員（２番　郡　一覚君）】　ありがとうございます。

今の答弁では、補助された団体からの実績報告書などによって、イベントの実施状況や参加者数、事業内容については確認している一方で、今後の発展、継続の部分においては検証できてない部分が課題であるということでした。この辺りについては、町としても認識されていることが分かりました。祭りやイベントというのは、成果をどう見るかが簡単ではないと思います。

ただ一方で、だから評価が難しいというところだけで終わってしまってはいけないとも思っています。町がなんらかの形で関わり、協力し、あるいは、町のホームページやＳＮＳなどをとおして、国富町の取り組みとして町内外に発信していくのであれば、その取り組みが何に繋がったのかを見る意識は、やはり持っておいていただきたいと思います。参考になる考え方として、文化庁では、文化事業の評価を、単に何回実施したか、何人参加したかという「結果」だけで終わらせずに、その先にある参加者の満足度や意識の変化、地域との連携といった「成果」、さらに、地域イメージや経済、社会への「波及」までを段階的に見ていく考え方を示しています。事業の目的に応じて、結果、成果、波及効果を分けて確認することで、何のために実施したのかを、関係者で共有しやすくなるという考え方です。そこまで大掛かりではなくても、例えば、来場者数に加えて、町内・町外の割合、何を見てイベントを知ったのか、また参加したいと思ったか、主催者や出店者が今後も継続したいと思っているか、そういった数項目であれば、簡単なアンケートや実績報告の中でも確認できると思います。

そして、もう１つ大事なのは、評価する項目を考えるということは、結局なんのためにこのイベントをやっているのかを確認することにもなるということです。何を目指しているのかが関係者の中で共有されていれば、主催者も行政も協力する皆さんも同じ方向を見や

すくなると思います。逆にそこが曖昧なままだと、いつの間にか今年も開催することが目的になってしまうこともあるかもしれません。壇上でも申し上げましたが、私は、祭りやイベントを町の魅力として育てていってほしいと思っています。町の主催であっても、地域主体であっても、補助制度を使ったものであっても、町が関わる取り組みで得られた経験を少しずつ町全体の経験として蓄積していく、そういう意識はぜひ持っていただきたいと思います。そして、改めてこの補助金の支援の仕組みは、本当に挑戦しやすいものになっているのかというところだと思います。現在の制度では、原則として３年以上継続して実施することが見込まれていること、そして、来場者が１００人以上見込まれることなどが要件として示されています。ただ、最初から大規模な計画が準備できる団体ばかりではないと思います。実際町内には、ボランティア活動や地域づくり、防災、親子向けの活動など町民の皆さんが自主的に始めている取り組みがいくつもあります。私は、そういう自然に生まれてくる小さな活動を単に規模が小さいから補助の対象になりにくいと見るのではなく、これから町の新しい魅力に育つかもしれない「芽」として見てもいいのではないかと思います。特に最初の段階というのは意外とお金がかかります。テントや音響備品、会場使用料、チラシや広報物など少額に見えても、実際にやってみようとする側にとっては、その数万円、十数万円が最初の壁になることもあります。そこに少し支援があれば、それなら一度やってみようかという動きが生まれるかもしれません。私はここが大事なポイントだと思っています。最初から完成度の高いイベントだけを支援するのではなく、まず小さく試してみる、手応えがあれば少し広げる、さらに続きそうであれば、今ある本格的な補助制度に繋げてみる、そういう段階的な支援があってもいいのではないでしょうか。

また、支援はお金だけでなくてもいいと思います。会場の相談、関係する団体や事業者との橋渡し、町の広報媒体での紹介、過去にイベントを実施した団体の経験共有など最初の一歩を後押しする方法はいくつもあると思います。私はまさにこういうところが後押しの一つではないかと思っています。小さな活動がいくつも生まれ、町の中で色々な人が「やってみたい」と思って動き始めていることがあった時、その中から続くものもあれば、形を変えるものもある、そして、別の団体と繋がって、思いがけず大きな取り組みになるものもあるかもしれません。そういう可能性を拾える町であってほしいと思います。

また、このような制度があることを広く知ってもらわなくてはいけません。ホームページだけではなく、個別相談や事例紹介などこちらから活用方法を伝える工夫も必要だと思います。そこで伺います。

新たな利用やイベントの定着・自立に課題がある場合、その要因をどのように分析しているのか。また、制度内容、個別相談、広報、関係者との橋渡し、小規模なチャレンジ支援な

ど企画の規模や段階に応じて支援の方法を広げる考えはないか伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　総合戦略課長。

【○総合戦略課長　山下　玲君】　この補助金の新たな利用、それからイベントの定着、自立した運営、こういったところに繋がらない理由としましては、イベントを企画・運営する担い手の不足や企画段階での情報・ノウハウの不足、広報や集客の難しさ、さらには補助終了後の財源確保など様々な課題があるものと思っているところでございます。

今後は、まず小規模に試してみたいという町民や団体の新たな挑戦を後押しすることも重要であります。議員からご質問のありましたように、集客が１００人とか、最初からとなるとなかなか難しいのかなと思っておりますけども、その辺りもスタート時点では臨機応変に対応していきながら、最終的に１００人以上になればいいかなと考えるところであります。

補助制度の内容や支援の在り方、こういったところにつきましても、必要な見直しを検討し、個別相談に加え、イベント企画の初期段階からの相談ができる環境づくりに努めてまいりますので、そういったところにつきましては、新たな挑戦があれば、気楽に相談をしていただければと思っているところでございます。以上、お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　郡議員。

【○議員（２番　郡　一覚君）】　ありがとうございます。今の答弁では、制度の見直しや企画の規模・段階に応じた支援についても検討していくという考えを示していただきましたので、そこは、今回私がぜひお願いしたかった部分でもありますので、前向きに受け止めています。その上で一つ触れておきたいのが、この補助金の予算です。令和７年の当初予算では９０万円だったのが、令和８年度では５０万円となっております。予算規模としては縮小しています。もちろん、利用状況を踏まえた予算編成であることを理解しています。ただ、せっかくある制度です。利用が少ないから縮小していくという方向だけではなく、どうすればもっと使ってもらえるのか、どうすれば新しい挑戦に繋がるのか、考える制度として育てていってほしいと思います。

その上で、今回この質問を取り上げた最初のところに、もう一度戻りたいと思います。ここまでは、小さな活動や新しい挑戦をどう支えるかという話をしてきました。これはぜひ進めていただきたいと思っています。

ただ、私がもうひとつ考えていただきたいのは、国富町として町を代表するような祭りやイベントをこれから時間をかけてでも育てていくという視点です。こうした大きな魅力づくりは、ひとつの担当課だけでは考え続けるには、どうしても発想や人脈、専門性に限界があると思います。職員の皆さんの努力や工夫は十分理解しております。だからこそ、町の内

外にいる色々な人の力も借りた方がいいのではないかということです。農業、商工、健康やスポーツ、子育て、文化、地域活動、広報やデザイン、普段は違う分野で活動している人達が１つのテーブルに付けば、同じ国富町を見ても出てくるアイデアはかなり違うと思います。

例えば、農業の方から見れば、食や農産物があります。健康やスポーツの分野から見れば、ウォーキングや健康体験型の企画が考えられるかもしれません。子育て世帯から見れば、親子で参加できる仕掛けも見えてくると思います。大きな観光地や全国的に知られた名産品というのは、簡単に新しく作れるものではありません。

しかし、祭りやイベントは、人のアイデアや組み合わせ、仕組みによって、これまでなかった地域の価値を新しく生み出せる可能性があります。実際、県内を見てもそうした動きはあります。三股町では、協働のまちづくりを進めながら、地域の人達が参加する様々な活動・イベントが生まれています。新富町では、地域商社である「こゆ財団」が行政と地域の間に入り、企業や地域資源の商品化、イベント、関係人口づくりなどを横断的に進めています。もちろん、同じことを国富町でそのままやりましょうという話ではありません。私が参考にしたいのは、行政の中だけで答えを出そうとせず、地域にいる人、事業者、専門性を持った人、それぞれのアイデアや得意分野を繋ぎ、実際に動く仕組みを持てることです。最初から答えを決めずに、国富町だったら何ができるだろうと、実際に企画を考える場があってもいいのではないでしょうか。

そこで伺います。今ある祭りやイベントをどう残し、見直し、さらに新しい魅力をどう作っていくのか、そうしたことを官民で一緒に考える場を設ける考えはないでしょうか。そして、その立ち上がりの部分で、町が呼び掛けや関係者との調整、実証などを後押しし、将来的には民間主体で運営していく形に繋げていくことについてどのように考えるか伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　総合戦略課長。

【○総合戦略課長　山下　玲君】　祭りやイベントを持続的に発展させていくには、行政が企画や運営を主導するのではなく、町民や地域団体、事業所などが自分たちで取り組みたいという主体的な思いを持つことが重要であり、行政が企画・運営を主導することが、必ずしも持続的な取り組みに繋がるものではないと思っているところでございます。

一方では、町としましても、町の政策目的を実現するため、必要に応じて行政が主体となって取り組むことも重要であると考えているところでございます。例えば、町内畜産農家への支援、国富町のブランディング、さらにはふるさと納税の獲得などを目的として、関係者と連携し、宮崎観光ホテルのミヤチクを会場として「国富町肉祭り」を開催いたしました。また、本町出身の川越シェフにご協力をいただき、国富町の魅力を発信するＰＲ動画の作

成・配信にも取り組んだところでございます。このように、行政が明確な政策目的をもって取り組むべきものについては、町が主体となって関係者を繋ぎながら進めていくことも必要であると考えております。

したがいまして、行政がイベントを作るための初期対応を担うのではなく、行政が主体となるべき取り組みと町民団体等の主体性を尊重して後押しする取り組みとの区分けも必要ではないかと思っております。そのため、町民や団体等から新たなイベントに挑戦したいといった具体的な提案や相談があり、町としての後押しを期待される場合には、積極的に関係者との調整や情報提供、広報、周知などの支援を行い、将来的には、民間・地域主導での継続・発展していく、持続可能な祭りやイベント、こういったものの育成に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　郡議員。

【○議員（２番　郡　一覚君）】　ありがとうございます。具体的な提案や相談があれば、関係者との調整や情報提供、広報などで支援していただけること、また、将来的には民間や地域主体で継続・発展していく方向については、ぜひお願いしたいと思います。

その上で、最後に一つだけお願い申し上げます。私が今回求めたかったのは、相談が来てから支援することに加えて、その前の段階です。待つ支援だけでなく、きっかけを作る支援や協議会という名前でなくても、プロジェクトチームでなくても構いません。まず一度、色々な立場の方が集まり、国富町にどんな祭りやイベントがあったら面白いかと考える機会を作る、そこから始めていただきたいと思います。町長からも「一緒に育てるものだ」という言葉をいただきました。その言葉が今後具体的な動きに繋がっていくことを期待しています。以上で地域イベントについての質問を終わります。

続きまして、本町のキャリア教育についてです。先ほど教育長からキャリア教育は児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる力を身に付けていく教育であり、そのためには体験が必要で地域や企業との連携が不可欠であるとのお話がありました。

また、小学校から中学校、そして高校へと発達段階に応じて学びを繋いでいく考え方についてもお示しいただきました。私もキャリア教育を単に職業を知るための学習ではなく、地域や社会との関わりの中で、自分自身の将来を考える力を育てるものとして捉えることが大切だと思っていますので、こうした方向性をお示しいただいたことに感謝いたします。その上で、現在の取り組みについて、もう少し具体的に確認させていただきます。先ほどの答弁にもありましたが、現在、本町の中学校では、各学校・各学年の計画に沿って、町内の企業や店舗、事業所などに出向き、実際に働く方の姿を見たり、仕事を体験したり、仕事内容や仕事への思いについて話を聞いたりする職場体験学習が行われています。そうなると、体

験したことや感じたことをまとめ、受け入れていただいた事業所の方々に発表する機会も設けられていると伺っています。町内で、実際に中学生が店舗や事業所で活動している姿を見かけることがあります。「うちの職場にも来ましたよ」という方もいらっしゃるのではないでしょうか。私自身も子どもが町内の事業所でお世話になった経験があり、この取り組みを身近に感じています。

一方で、実際に体験を行うとすれば、受け入れ事業所との調整や移動、事前準備など学校側にも受け入れ側にも相応の負担や準備が必要です。また、子ども自身がどこまで主体的に関わるのか、事前・事後を含めてどのような学びに繋げているのかについては、保護者や地域からは見えにくい部分もあるように感じています。今回、各学校のキャリア教育に関する計画も見せていただきましたが、学年ごとの目標や育てたい力、キャリアパスポートの活用などが整備され、学校ごとにしっかりと計画されていることも確認しました。また、今後、小学校から中学校への繋がりや学年ごとの取り組みを整理しながら、キャリア教育の全体計画を見直していく機会があるとも伺っています。こうした見直しの機会だからこそ、現在の取り組みによってどのような成果が生まれているのか、現場ではどのような課題があるのかを改めて整理し、今後に繋げていくことが大切だと思います。

そこで伺います。本町の小中学校におけるキャリア教育の現状、成果や課題をどのように捉えているのか、また、今後どのような方向性でキャリア教育を進めていく考えかお聞かせください。

【○議長（穂寄　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長　日高　佑二君】　キャリア教育における本町の現状ということでお答えいたしますが、町内の中学校はそれぞれ学習計画に基づき学年ごとの段階的な取り組みを進めているところであります。地域の商工業の現場の話を直接聞いたり、あとは職場体験などを行うなどして、精力的に活動をしております。課題としましては、先ほど議員がおっしゃっていましたが、職場や研修先への移動手段について、学校や保護者と連携して考えていく必要があると考えています。

今後の方向性としましては、町内の事業者や農業、福祉、観光など地域産業との連携をさらに深めながら、生徒はふるさとで働く大人の姿に触れ、働くことの意義や社会の中での役割を果たすことの大切さを学ぶ教育を進めますと共に、生徒が自分の将来を主体的に考えられるように、学校、地域、行政が協力しながら、国富町の実情に合った持続可能なキャリア教育の体制づくりに努めていきたいと考えています。

【○議長（穂寄　満弘君）】　郡議員。

【○議員（２番　郡　一覚君）】　ありがとうございます。今の答弁にありました「ふるさと

で働く大人の姿に触れる」という言葉はとても大切だと思います。仕事そのものだけでなく、そこで働く人の思いや地域で果たしている役割に触れることは、子ども達が自分の将来を考える大きな材料になります。一方で、移動や受け入れ事業者との調整など取り組みを続ける上での負担や心配事もあります。現在の良い土台をさらに安定して広げていくためには、次の段階の仕組みづくりも必要ではないかと思います。

続いて、学校・地域・企業を繋ぐ連携体制とコーディネート機能について伺います。学校と地域や企業を繋ぐには、受け入れ先探しや日程調整、学校側の希望と企業側のできることのすり合わせなど多くの調整が必要です。こうした橋渡しを担うのがコーディネーターです。全国でも、地域学校協働活動推進員など名称は様々ですが、学校と地域を繋ぐ役割が広がっています。教職員の負担を抑えながら教育活動を充実させる上でも、こうした機能には意義があると考えます。キャリア教育についても、先生方が本来の教育活動に力を注ぎながら、地域との繋がりを継続的に広げていくためには、こうした機能を上手く活用することには大きなメリットがあると思います。

そこで伺います。各学校が職場体験や探究学習等で関わっている町内企業や地域人材、協力事業所等の情報を町全体で共有し、各校が活用できる仕組みを整える考えはないでしょうか。また、本町では現在、学校・地域・企業を繋ぐ連携やコーディネートをどのように行っており、今後その機能をさらに充実させる考えはないか伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長　日高　佑二君】　学校・地域・企業を繋ぐ連携体制やコーディネーター機能の充実につきましては、教育活動の質を高める上では重要な課題であると認識しております。八代中学校区と木脇中学校区ではコーディネーターを配置しまして、学校と地域を繋ぐ役割を担っていただいております。

一方、本庄中学校区では、コーディネーターを配置はできていませんけれども、今年度から組織してきました学校運営協議会の中の委員の方々の協力によりまして、協議会が学校と地域を繋ぐ役割を担っていただいております。

【○議長（穂寄　満弘君）】　郡議員。

【○議員（２番　郡　一覚君）】　ありがとうございます。校区ごとに形は異なりますが、既に学校と地域を繋ぐ仕組みが動いていることは大切な土台だと思います。私がお願いしたいのは単にコーディネーターを配置することではなく、各学校が築いてきた企業や地域人材との繋がりを町全体で共有し必要な時に活かせる仕組みにしていくことです。そうすることで、先生方の調整負担を抑えながら、子ども達が出会える仕事や大人の幅も広がると思います。学校だけでなく、企業、地域、行政も含めて、町全体でキャリア教育を支える意識を

高め、将来的には他自治体にも参考にされるような「国富町モデル」へ発展していくことを期待します。

では最後に、職場体験や探究学習の成果をどのように共有し、次の学びに繋げていくかという点について伺います。キャリア教育では、実際に仕事を体験したり、地域の方と関わったりすることが大切です。私は、その経験を自分の中で整理し、言葉や資料で人に伝えることまで含めて、大きな学びになると考えています。何を体験したのかだけではなく、そこで何を感じたのか、自分の考えがどう変わったのか、これから自分はどうありたいのか、そうしたことを振り返り表現する力は、これからの社会へ出ていく子ども達にとって、ますます大切になるのではないでしょうか。

国富町には、長年続いている「新春子どもの声を聞く会」があり、子ども達が自分の夢や考えを地域の皆さんの前で発表する機会があります。また、県内でも、若い世代が自分たちの考えや地域の未来について、大人の前でプレゼンテーションする機会が少しずつ増えています。これからは、自己表現する力や自分たちの地域の魅力を伝える力も社会の中で重要になっていくと思われます。

そこで、各学校で行われている職場体験や探究学習の成果を持ち寄り、町内の児童生徒や地域の方、企業の前で発表するような機会に発展させてみてはどうでしょう。写真や資料、プレゼンテーションなども活用しながら、自分達が何を学び、何を感じ、将来どうしたいのかを伝える。また、地域で働く方や企業の方と意見を交わすこともできれば、単なる成果発表ではなく、子どもと地域が互いに学ぶ場にもなると思います。こうした開かれた発表の場があれば、発表する子どもは自分の学びを整理し、聞く子どもは他校の経験を知ることができます。また、地域や企業にとっても、今の子ども達が何を考えているのかを知る機会にもなります。

そこで伺います。現在行われている職場体験や探究学習等の成果を学校内だけではなく、学校間や地域でも共有する機会をさらに充実させる考えはないでしょうか。

また、キャリアパスポートによる学びの繋がりも活かしながら、学校での実践や成果を町全体で共有し、子ども達の自己表現や地域への理解にも繋がる取り組みを発展させる考えはないか伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長　日高　佑二君】　本町の各学校につきましては、キャリア教育の充実のために職場体験学習や探究的な学習を含めた年間の全体計画を策定しまして、計画的に取り組みを進めております。また、教育長の答弁にもありましたとおり、校区内の小学校・中学校・高校が連携し、キャリアパスポートを活用した発達段階に応じた指導を行うことで、児童生

徒の学びの連続性を確保しているところであります。

さらに、本町の小中学校においては、木脇中学校の職場体験学習の先進的な取り組みやＪＡ協力のもと特産品であります千切り大根を生産・加工し、修学旅行先で配布をして国富町のＰＲ活動を務めるなどの取り組みが評価されまして、令和４年度に文部科学省から表彰を受けております。

また、こうした各学校のキャリア教育の取り組みの成果につきましては、中学校では関わりのあった地域や企業等の方々を招いて発表会をしておりますけれども、町内全ての学校が集まって成果を共有する場はございません。今後、検討していきたいと思っています。

【○議長（穂寄　満弘君）】　郡議員。

【○議員（２番　郡　一覚君）】　各学校ではすでに地域の方を招いた発表までは行われているということで、体験を振り返って次に繋げる取り組みをされているというのは評価したいと思います。町内全体で共有する場については、現時点では行われていないということですが、今すぐ大きな大会をということではありません。既存の機会も活かしながら、少しずつ学びを町全体へ開いていくことを検討していただきたいと思います。

また、各学校の特色は大切にしつつ、学校や地域によって学びの機会に大きな差が生じないよう良い実践を町全体で共有していただきたいと思います。

以上、キャリア教育について伺ってまいりました。今回の答弁をとおして、本町には既に各学校の計画や職場体験、地域との繋がりなど良い土台があることを改めて確認できました。今回お願いしたいのは、新しい教育を１から始めるということではなく、今ある取り組みや人との繋がりを学校ごとに終わらせず町全体で活かしていくことです。学校だけでなく、町民、企業、行政も一緒になって、子ども達の未来を支える国富町らしいキャリア教育へさらに発展していくことを期待し、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

【○議長（穂寄　満弘君）】　これで郡一覚君の一般質問を終結します。ここで暫時休憩といたします。次の開会を１０時４０分といたします。

午前１０時２５分休憩

午前１０時４０分再開

【○議長（穂寄　満弘君）】　休憩を閉じ再開いたします。次に井戸川紀代子君の一般質問を許します。井戸川紀代子君。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　皆様おはようございます。井戸川紀代子でございま

す。傍聴席の皆様には議会に関心をお寄せいただきまして、誠にありがとうございます。今年も各地で地震や豪雨、台風などの自然災害が相次いでおります。自然災害をなくすことはできませんが、被害を少しでも減らすためには行政はもちろん、自分自身や家族、そして地域でいざという時に備えておくことの大切さを改めて感じているところです。私は議員として２年目を迎えました。地域の皆様の声に触れる中で、日々の暮らしには表からは見えにくい不安や負担があると感じております。必要な時に必要な支援へ、誰もが安心して繋がることのできる環境を整えることは、行政の大切な役割です。このような視点から本日は産後ケアの充実と男女共同参画行政の推進体制について質問をさせていただきます。

まず産後ケアについてです。出産後は、母体の回復が十分でない中で昼夜を問わず育児が始まります。核家族化などにより家族や地域から十分な支援を受けることが難しい家庭もあります。母親が安心して休養し、専門職に相談できる産後ケアは、母子の心身の健康を支える大切な取り組みです。そこで本町における産後ケア事業の現状と今後の取り組みについて伺います。

次に男女共同参画行政についてです。昨年、男女共同参画社会基本法が改正され、地方公共団体には男女共同参画センターの機能を単独又は共同で確保することや人材の確保、育成に努めることが示されております。本町がこの法改正をどのように受け止め、今後どのような体制で推進していくのかを伺います。以上で壇上からの質問を終わります。

【○議長（穂寄　満弘君）】　答弁を求めます。町長。

【○町長（日髙　利夫君）】　それでは井戸川議員のご質問にお答えいたします。

まず、産後ケアについてであります。産後ケア事業は産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うもので、少子化の状況を踏まえ、誰もが安全安心な子育てができる環境を整えるための市町村の努力義務とされております。本町では平成３０年１０月に母子保健法に基づきまして、産後４か月未満の育児支援を特に必要とする母子を対象に「産後ケア宿泊型事業」を開始いたしました。また令和５年度のこども家庭庁発足以降は、「子ども子育て支援法」に基づき産後１年以内の体調又は育児に不安のある方が利用できるよう対象者を拡充し、令和６年度からは実施方法を宿泊型に訪問型と通所型を加えた３サービスに増やして、町内の２助産院を含む３事業所体制で実施をしております。

今後とも、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援体制のさらなる充実を図り産後ケアがより快適に利用できるよう広く意見や要望を伺い、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援をしてまいりたいと考えております。

次に男女共同参画社会基本法の改正についてであります。男女共同参画社会の実現は性

別に囚われず誰もが個性と能力を十分に発揮し、安心して暮らすことのできる地域社会を形成するために重要であると考えております。

今回の男女共同参画社会基本法の改正により、地方公共団体には男女共同参画センター機能を担う体制を単独又は共同で確保するよう努めることが求められております。本町としましても、こうした国の制度改正を踏まえ、男女共同参画行政をこれまで以上に実効性のあるものとして推進してまいりたいと考えておるところであります。

一方で、本町単独で新たな男女共同参画センターを設置することについては、施設整備や維持管理にかかる財政負担に加え相談対応などを担う専門的な人材確保などが課題となることから、現時点では単独の施設を設置するのではなく既存の行政機能を最大限に活用し、関係部署や関係機関が連携してセンター機能を担う体制を構築することが現実的であると考えております。

具体的には、担当部署を中心として、福祉、子育て、健康、教育、商工など役場内部の情報共有と連携を一層深め、相談内容に応じて適切な部署や専門機関に繋ぐ体制を整えてまいりたいと考えております。今後は、こうした庁内連携と県・関係機関との連携を基本として本町の実情に応じた男女共同参画センター機能の充実を図ることにより、町民１人１人が必要な支援を受けられる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

【○議長（穂苅　満弘君）】　補足答弁はありませんか。井戸川議員質問を続けてください。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　町長ご答弁ありがとうございました。

産後ケアについては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援として今後も充実を図っていくとのことでした。必要とする方が必要な時に利用できるようさらなる充実を期待します。

男女共同参画行政につきましても、法改正を踏まえ県や関係機関と連携しながら必要な支援機能を確保していくとの回答をいただきました。町民が利用しやすい支援体制の充実に繋げていただければと思います。それでは最初の質問、産後ケアについて質問いたします。まず本町の産後ケア事業の内容と利用状況について伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　保健介護課長。

【○保健介護課長　横山　香代君】　では、ただいまの質問にお答えいたします。

まずは産後ケアの内容ですけれども、出産後１年以内の母子で産後の体調、又は育児に不安がある方へ心身のケアや育児相談を行う事業となります。町長答弁にもありましたとおり、本町では令和６年度より３か所の事業所に委託しており、実施方法は宿泊、通所、訪問の３種類があります。３種類を通算しまして５日間の利用ができ、実施方法と利用時間によりまして自己負担があります。非課税世帯の方には利用料の自己負担はございませんが、食

事やおむつなどは別途自己負担をしていただくことになっております。

次に、利用者数と利用状況ですが、令和６年度に体制が変わりましたので令和６年度と令和７年度の実績によりお答えいたします。利用者数は、令和６年度が対象者数２１２人に対し、５０人の方が利用され利用率は２３．６パーセントでした。令和７年度は、対象者数２１３人に対し、５６人の方が利用され利用率は２６．３パーセントでした。

続きまして利用状況ですけれども、令和６年度は総利用件数が１７３件で１人当たりの利用回数が３．５回となっております。サービス別では、通所サービスの利用が多く１２１件と全体の６９．９パーセントを占めております。令和７年度は総利用件数が１７９件、１人当たりの利用件数は３．２回、サービス別では通所が１４２件の７９．３パーセントとなっております。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　丁寧なご答弁をいただきありがとうございました。事業内容や利用状況について把握することができました。しかし、制度があってもその内容や利用方法を知らなければ利用には繋がらないことも考えられます。そのため必要な方に情報を届ける周知は大変大切な取り組みだと考えます。そこで必要な情報が確実に届いているか産後ケアの周知について伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　保健介護課長。

【○保健介護課長　横山　香代君】　産後ケアの周知についてお答えいたします。

妊娠期から出産後の子育て期にわたり、機会があるごとにすべての方への周知に取り組んでおります。妊娠期はまず母子健康手帳交付時に説明いたしまして、次に妊娠８か月のアンケート送付時に事業案内も同封しております。重ねてアンケート返信後には電話連絡もしており、その時にも説明をしております。説明時に使用するチラシなどもより分かりやすい内容に本年度新たに作り直しております。さらに出産予定日前後には、子育てアプリ「親子手帳くにっこ」において、事業案内のプッシュ通知を実施しております。

子育て期では、生後１、２か月の赤ちゃん訪問時に説明いたしまして、その後の生後６か月、１０か月のエール便案内時にも声かけをしております。

その他、赤ちゃんの転入がありました場合には保護者の方に対し説明を行い、希望する全ての方が利用できるよう周知に取り組んでおります。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　ご答弁ありがとうございました。様々な機会を通じて、丁寧に周知に取り組まれていることは心強く感じました。

一方で利用率は３割に満たない状況があります。利用に繋がっていない背景を把握し、今

後の改善に繋げていくことが大切なことだと思っております。また、利用に至らなかった理由だけでなく実際に利用した方の声やどのような効果があったのかを把握することも重要です。母親が十分に休養できたのか、育児不安が軽減されたのかなどを確認することが、よりよい事業に繋がると思います。

そこで、利用者の意見や要望をどのように把握し、事業の改善に活かしているのか、また、事業の効果や課題をどのように評価しているのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　保健介護課長。

【○保健介護課長　横山　香代君】　ただ今の質問についてお答えいたします。

事業所での利用状況や支援の内容は事業所から提出されます実績報告書などにより確認をしております。また、乳児相談の参加者などから事業利用の感想などを聞き取る機会はありますが、まだまだ意見や要望の把握ができている状況ではありません。

課題としましては、議員も言われたように利用率が３割に届いていないことが挙げられますが、要因としまして、周知内容が響いていないことがあるのかなと考えております。対象者が第一子出産の場合は出産後でないと産後ケアの必要性が分かりづらいということが推測されます。産後ケア事業の利用率は年々増加しており、産後の母子に対する支援のニーズが高まっていると捉えておりますので、今後は利用者の意見や要望をより広く把握するための調査とニーズに沿った支援ができるよう事業内容の充実を図る必要があると考えております。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　ご答弁では、丁寧に周知されてる一方で利用率が３割に届いていないことや利用者の意見、要望を十分に把握できていないことが課題だということを認識されていることがわかりました。今後の調査では、利用した方の声だけでなく利用しなかった方がなぜ利用しなかったかについても把握し、合わせて休養が取れたのか、育児不安が軽減されたかなど、事業の効果も確認しながら産後ケアの充実に繋げていただきたいと思います。

続いて、支援を必要とする方の把握と支援体制について伺います。産後うつや育児不安、孤立などを抱えていても、自ら助けを求めることが難しい場合があります。そこで、妊娠期から産後までの面談や検診などをとおして、支援が必要な方をどのように早期に把握し必要な支援につなげているのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　保健介護課長。

【○保健介護課長　横山　香代君】　ただ今の質問についてお答えいたします。

母子健康手帳交付時の面談や妊娠８か月アンケート、赤ちゃん訪問、乳児健診、エール便

などで母子の状況確認を行い対象者を把握しております。先ほど説明いたしましたとおり、本町ではエール便事業を伴走型相談支援と位置付け、子ども・子育て支援法の「妊婦のための支援給付金事業」と児童福祉法の「妊婦等包括相談支援事業」を関連付けまして、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援に取り組んでおります。生後１、２か月の赤ちゃん訪問時、生後６か月、１０か月のエール便案内とその受け渡し時、１歳３か月のエール便受け渡し時と４回の面談を行うことで、子どもの成長確認や「育児」や「健康の不安」に対する相談支援を行っております。医療機関には、産後２週間と１か月の産婦健診を委託しておりまして、エジンバラスクリーニング検査の実施結果を情報連携することで、産後うつに対するいち早い支援体制をとっております。

また、本年度からですけれども、産前からの支援を充実させるために妊娠８か月アンケート実施後に、全員に電話での聞き取りを行っており、支援を必要としている方を把握した場合には、産後ケアの事業案内などを行っております。この取り組みはまだ日が浅いのですが結果に繋がることを期待しております。さらにハイリスク家庭につきましては、医療機関や福祉課の児童福祉係と連携し訪問支援などにも取り組んでおります。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　ご答弁ありがとうございました。様々な機会をとおして、本当にきめ細かな支援が行われていることが分かりました。自ら助けを求めることが難しい方もおられると思います。小さな変化や困りごとを見逃さず、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めていただきたいと思っております。

次に利用者負担のさらなる軽減についてです。産後ケアは母親の休養や心身の回復、育児不安の軽減などを目的とする大切な子育て支援です。経済的な理由によって必要な方が利用をためらうことのないようにすることも重要な課題だと考えております。

そこで、現在の利用状況や利用者の声も踏まえ、利用者負担のさらなる軽減について、町はどのようにお考えなのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　保健介護課長。

【○保健介護課長　横山　香代君】　ではただ今の質問にお答えいたします。

県内の状況を確認しましたところ、利用者負担のない自治体もありますが、そのような自治体はほとんどが直営で運営をされております。宿泊型など委託先を必要とする場合は、自己負担が必要な状況にありました。

本町ではサービスにより金額は違いますが、課税世帯の方には自己負担をお願いしております。自己負担額は、宿泊型が１泊２日４食付きで５，０００円、訪問型が１時間５００

円、２時間１，０００円、通所型が２時間１，０００円、５時間２，０００円となっております。

利用促進のためにさらなる負担軽減の余地はないかというご質問ではありましたが、まずはニーズ調査に取り組みまして、利用者の声を聞き産後ケア事業の目的を再確認し、外に出ることのできない方に対する訪問型など優先度を考慮して研究していきたいと考えております。以上お答えいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　「貴重な時間だった」「こんな時間が欲しかった」「久しぶりに鏡を見た」これは産後ケアを利用された母親の言葉です。産後ケアは、出産後休む間もなく育児が始まる中で母親が心身を整え安心して子育てを続けるための大切な支援です。母親が休むことは決して贅沢でも甘えでもありません。必要な休養を確保し心身の負担を軽減することは、母親だけでなく子どもの健やかな育ちを支えることにも繋がります。

ご答弁では、まずニーズ調査を行い利用者の声を把握しながら研究していくとのことでした。一方で、利用者負担の軽減については明確なお考えまでは示されませんでした。実際に自己負担があるから利用を迷うという声もあり、利用料金が利用をためらう要因となっていることも考えられます。今後の調査では、料金も含めた利用しにくさの背景を把握し制度の改善に繋げていただきたいと思います。

また、育児は女性だけが担うものではありません。男性の育児休業の取得促進をはじめ、家庭や社会全体で子育てを支える環境づくりも重要です。産後ケアの充実と合わせて、父親も母親も安心して子育てができる町づくりをぜひ国富町が率先して始めていただきたいと思っております。以上をもちまして、産後ケアの質問を終わります。

次に男女共同参画社会基本法改正への対応について質問いたします。今回の法改正を踏まえ、地方自治体には男女共同参画に関する相談、情報提供、啓発、研修など住民に身近な支援機能をどのように確保していくかがこれまで以上に問われることになります。本町が法改正をどのように受け止めているか、また、本町に求められる役割と今後の対応をどのように認識しているかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　総合戦略課長。

【○総合戦略課長　山下　玲君】　それではお答えいたします。

今回の法改正では、男女共同参画センターが法的に位置付けられ、その機能を地方公共団体が単独又は共同で確保するよう努力義務が課せられたものと理解しているところでございます。町としましても、町民が抱える男女共同参画に関する様々な課題を把握し、相談や

情報提供を行うとともに必要な支援や専門機関に繋げていく地域の支援体制を充実させることが役割として求められているものと考えております。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　ご答弁ありがとうございました。

今回の法改正により男女共同参画行政はこれまで以上に重要な取り組みとして位置づけられたと考えております。今後は、現在の取り組みや不足している機能を整理し県や近隣自治体、専門機関とも連携しながら、支援体制のさらなる充実に繋げていただくことを期待して、次の質問をいたします。

本町には男女共同参画センターが設置されていませんが、相談、情報提供、啓発、研修など現在どの部署がどのように担っているのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　総合戦略課長。

【○総合戦略課長　山下　玲君】　本町における男女共同参画の推進につきましては、総合戦略課を総括的な担当部署としまして、関係部署と連携しながら推進啓発に取り組んでいるところでございます。

しかし、本町は男女共同参画を専門的に担当する専任職員が配置できていないことから、専門的な相談対応や学習の機会の提供などについては、なかなか行政だけでは充分な機能を担うことについては課題があり、担当課が主催する啓発活動や研修会等の開催は実施していないわけではございませんけども継続的には実施できていない状況でございます。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　男女共同参画は、福祉、子育て、教育、防災など幅広い分野に関わるため、全庁的な取り組みが不可欠になります。必要な知識や情報を庁内で共有し組織として継続的に推進できる体制をぜひ整えていただきたいと思います。その点に関して次の質問をいたします。

人事異動などで担当者が変わっても取り組みが途切れることのないよう庁内ではどのような体制づくりや人材育成を進めているのか、また合わせて地域で男女共同参画の取り組みを支える人材の育成をどのように進めているのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　総合戦略課長。

【○総合戦略課長　山下　玲君】　ご質問の人材の育成及び庁内連携体制につきましては、人事異動に伴い、担当職員が変わり複数業務を兼務していることから、専門的な知識や経験を継続的に蓄積していくことが難しいという課題はありますが、担当が変わりましても前任者と十分な事務引き継ぎにより、業務に支障が出ることないよう努めているところでご

ざいます。こうしたなか、本町では男女共同参画推進活動を取り組んでいる活動団体の「くにとみブリッジ」との連携を図りながら、町民への情報提供や啓発活動、学習の機会などに取り組んでいるところでございます。

また、養成講座を修了し、県から委嘱された国富町在住の男女共同参画地域推進員につきましても、地域における男女共同参画の推進を支える貴重な人材でありますことから、今後は推進員の皆様との情報共有や意見交換を行い、町や「くにとみブリッジ」との協働による啓発活動や学習の機会の提供など具体的な取り組みについても検討していきたいと考えているところでございます。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　ご答弁ありがとうございました。

法改正では、人材の確保と育成についても努力義務が示されております。本町の男女共同参画をさらに推進していく為にも人材育成に力を入れていただきたいと思います。男女共同参画社会の啓発推進を長く続けている「くにとみブリッジ」や男女共同参画推進員との連携を活かし、町内職員だけでなく、地域で男女共同参画を担う人材の育成にも繋げていただきたいと思います。そして、推進体制を充実させるためには、人材育成と合わせて町だけでは担うことが難しい機能を県や近隣自治体、専門機関との連携によって補っていくこともこれから重要だと思います。

そこで次の質問です。法改正を踏まえて、相談、情報提供、啓発、研修など住民に身近な支援機能をどのように確保していくかがこれまで以上に重要になります。一方で、本町だけで全ての専門的な相談や支援、研修などの機能を確保することには限界があると私も承知しております。近隣自治体や県、専門機関などそれぞれが持つ機能を生かしながら、町民が必要な支援を得られる体制を整えることが重要だと思っております。今後どのような広域連携が可能なのか、また、連携を強化していくお考えがあるのか伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　総合戦略課長。

【○総合戦略課長　山下　玲君】　男女共同参画センター機能の確保につきましては、町長答弁にもありましたとおり、本町単独で新たな施設を設置するのではなく、既存の行政機能を活用しながら町内関係部署との連携を強化することを基本としてまいります。

さらに、近隣の宮崎市などには、専門的な機能を有する男女平等共同参画センターもありますことから、例えば広域的な連携でセンター機能を構築することも有効な手段の１つであると思っております。

今後、宮崎市や県などとも情報交換を行いながら、相談窓口の相互連携、専門相談、研修講座の共同実施など具体的にどのような連携が可能であるのか、広域連携にかかる負担金

や職員の配置、派遣などの課題も想定されますので、現時点では担当課の方でまずは検討してまいりたいと考えております。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　様々なハードルがあることは、私も認識しておりますけれども、ぜひ、前に進めていただきたいと思っております。宮崎市や県との広域連携については有効な手段として、検討するという回答いただきましたけれども、検討からさらに進んだ推進していただきたいと思います。

先ほど推進員の話とかも出ましたけれども、本町の男女共同参画推進員が宮崎市の男女共同参画センター「パレット」の研修に参加するなど、既に繋がりはあります。私も、関心のある講座には時々参加させていただいております。そういうことからもう既に、宮崎市のセンターあるいは宮崎県のセンターなどとの繋がりは町民が持っている部分もありますので、ぜひこの件は前に進めていただきたいと思います。

続きまして、男女共同参画を進める上で重要な課題であるＤＶについて伺います。ＤＶとはドメスティック・バイオレンスのことでございますが、ＤＶは家庭内で起こることが多く、外から見えにくいうえ、自ら相談することが難しい場合もあります。相談件数だけでは把握できない被害があることも念頭に置く必要があります。そこで本町におけるＤＶの相談件数と相談内容の傾向、また相談対応をとおして認識されている課題をお伺いいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　福祉課長。

【○福祉課長　津留　慎義君】　それではお答えします。

まず、町への直接の相談や県の児童相談所など関係機関から連絡を受けて関わった件数についてでありますけども、令和５年度から令和７年度までの３か年の実績で申し上げますと、令和５年度が６件、令和６年度が４件、令和７年度が４件となっております。また、その内容ですが加害者は全て夫となっておりまして、夫から妻への身体的な暴力だけでなく、言葉での心理的な暴力、生活費や養育費を渡さない経済的暴力でありました。

次に相談内容の傾向でありますが、身体的暴力に留まらず、モラハラなどの精神的暴力や経済的圧迫、あるいは、ＳＮＳ等を利用したデジタル暴力など近年は複雑化、多様化してきているのではと考えております。また、専門相談窓口の増加や支援体制の拡充によることやスマートフォンなどデジタルデバイスの普及によりまして、相談窓口の検索が容易になったことによって、これまで声を上げづらかった層からの相談や早期段階での相談がしやすくなってきていると考えております。

次に認識している課題についてでありますが、ＤＶ問題は住まい、生活困窮、子育て、心

身の健康など多岐に渡る課題を同時に抱えるケースが多く、関係機関が連携した長期的かつ包括的な伴走支援が求められております。また被害者の安全を迅速に確保するための緊急一時保護の体制整備やＳＮＳやチャット等を活用した相談手段の拡充が引き続き重要な課題であると認識をしております。さらには被害者支援だけではなく、暴力の再発を防ぐための加害者に対するアプローチや若年層に向けたデートＤＶ防止教育など未然防止の取り組みの充実も重要であるという風に認識をしております。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　ご答弁ありがとうございました。

ＤＶに関する法律としまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるＤＶ防止法があります。これは、配偶者からの暴力を重大な人権侵害としてとらえ、被害者の保護と支援を図るために制定された法律です。また国富町男女共同参画計画の中にもＤＶ防止計画があります。そのことから住民に最も身近な自治体において、相談しやすく必要な支援に繋がる体制を整えることは重要です。

ＤＶには身体的暴力だけでなく心理的、経済的、ＳＮＳを利用したデジタル暴力など様々な形があり、これらはいずれも人権侵害とするものです。宮崎県の意識調査では被害経験のある方の５１．４パーセントがどこにも、誰にも相談しなかったと回答しています。相談件数だけでは見えない被害があることを踏まえ、早い段階で支援に繋がる取り組みが必要かと思います。

また、ご答弁にあったデートＤＶの防止教育も大切な取り組みです。若いうちから束縛や支配、ＳＮＳによる監視などもＤＶにつながることを知ることは未然防止につながります。国富町では既に町内の中学校や高校でデートＤＶ講座を実施した学校もあります。デートＤＶについては今日は詳しく触れませんが、デートＤＶ防止教育は大切ですので、今後もぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問です。県の意識調査では、ＤＶ被害を受けても約半数の方が誰にも相談していません。支援に繋がるためには相談窓口を知っていること、そして安心して相談できる環境が重要です。そこで、相談窓口を本町ではどのように周知しているかお伺いします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　福祉課長。

【○福祉課長　津留　慎義君】　それではお答えいたします。まず、相談窓口の周知についてでありますけども、福祉課の窓口に各種相談先を掲載したチラシを設置するとともに、町のホームページにおいても「ＤＶや児童虐待の相談について」の専用のコーナーを設けております。また、広報くにとみにおいても空きスペースを使いまして、随時、周知文の掲載をさせていただいております。

次に、相談しやすい環境づくりについてでありますが、人の目を気にせず安心して相談をしていただく為にプライバシーに配慮した相談室を用意しております。また、相談の結果、行政の手続きが必要な場合には、相談室に各担当課から担当者が来て対応する配慮も行っております。

さらに、本町では面前ＤＶ等の相談を受けた後のフォローとして、定期的に訪問して様子を伺うようにしているところでございます。以上お答えいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　相談者に配慮した取り組みがなされていることが分かりました。ＤＶは相談すること自体に不安やためらいを感じる方も少なくありません。「ここなら、安心して相談できる」と思える環境づくりを引き続き努めていただきますようお願いいたします。

次の質問です。ＤＶ事案への対応には、被害者の安全確保や生活支援、子どもへの支援など複数の部署や関係機関との連携が必要となります。ＤＶ事案が発生した際、庁内の関係部署や警察、県、専門機関などとどのように情報共有を行い連携して対応する体制を整えているのかをお伺いいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　福祉課長。

【○福祉課長　津留　慎義君】　それではお答えいたします。

庁内及び関係機関との連携体制についてでありますが、これは相談の内容によって関係先は変わりますので、そのケースごとに抱えている問題を整理した上で、速やかに関係機関に連絡をするとともに必要に応じて連絡調整会議を開催するなど臨機応変に連携・対応しているところでございます。参考にこれまで連携した関係機関などを申し上げますと、庁内では町民生活課、教育総務課、税務課、総合戦略課、保健介護課、財政課であります。その他公的機関では、県の関係課、県の女性相談支援センター、転居先自治体、小中学校、高校、警察署、家庭裁判所、法務局、入国管理局、領事館などであります。民間の機関では保育園、認定こども園、女性支援団体、病院、福祉サービス事業所、訪問看護事業所などでございます。以上お答えいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　ご答弁ありがとうございました。

今、課長のご答弁からも分かるようにＤＶは本当に色んな機関や関係団体との関連が非常に大事なものとなっておりますので、ぜひこういう連携を密にして普段から連絡を取り合っていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。本当に今のご答弁では、関連機関と連携しながら対応するということがよく分かりました。一方で、ＤＶへの対応は１

つの窓口や担当者だけで完結するものではありません。どの窓口で相談を受けても、適切な支援に繋げられるよう町内全体で共通認識を持つことが重要だと考えます。

そこで、次にＤＶ被害者への相談に対応に関する職員研修についてお伺いいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　福祉課長。

【○福祉課長　津留　慎義君】　それではお答えいたします。職員研修の実施についてでありますが、これは宮崎県女性相談支援センターが開催しております研修や関係機関の会議に担当職員が出席しまして、最新の知識や対応方法の習得に努めております。また会議で配布されております市町村向けに作成されました「女性相談支援の手引き」を基に支援を行っているところでございます。

また、各課が各業務を行う中で、ＤＶの相談を受けたり、ＤＶが疑われる情報を入手した場合には速やかに福祉課に繋いで情報を一元管理しまして、その後訪問や面談などを行って状況を詳細に把握した上で、関係機関と連携するなど適切かつ遅滞の無い対応に努めているところでございます。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　課長もおっしゃられましたように、ＤＶへの対応はどの窓口で相談を受けても適切な支援に繋げられるよう町内全体で共通認識を持ち、継続的な研修や情報共有に取り組むことが重要になります。

そして、こうした庁内連携と合わせてもう１つ重要なのが、情報の管理です。そこで次の質問です。ＤＶ被害者にとって避難先や現在の住所を加害者に知られないことは安全を確保する上で非常に重要です。住民票の閲覧、交付制限の運用と合わせて住所や連絡先などの情報を庁内でどのように管理共有し情報漏えいを防いでいるのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　町民生活課長。

【○町民生活課長　前田　耕作君】　それではお答えします。

ＤＶ被害者の情報管理につきましては、社会情勢の変化やデジタル化の進展に伴い、住民票等の閲覧、交付制限に留まらず、他の部署における情報管理の徹底が極めて重要であると認識しています。この住民票等の閲覧、交付制限につきましては、正式には、住民基本台帳事務における支援措置という国の制度でありまして、全国の自治体で一律に実施されております。支援措置の期間は、申出書の提出日から１年間であり、更新手続きにより継続が可能となります。

本町におきましても、現に申出がなされており、支援措置の必要性があれば基幹システム上に警告マークを設定することで関係部署の端末画面上で識別できる仕組みと加害者及び第三者からの住民票請求や閲覧のシステム上の制限を行っております。また紙媒体での保

管に関する書類におきましても、担当係以外の閲覧制限や鍵付き保管庫での管理を徹底しているところです。

さらに、窓口職員への対応におきましては、事務的ミスによる情報漏えいが生じないようシステムだけに頼らず、個人情報保護の意識向上や情報の適切な取り扱いについて、学びを深め慎重な配慮に努めているところです。なお支援措置の実績件数につきましては、地域内での憶測や個人の特定を防ぐため、公表は差し控えさせていただいております。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　適切な対応体制が整っていることが分かりました。住民の住所等の情報保護は被害者の安全を守る上で大変重要でございます。

そこで、２点確認させてください。１点目は、対象者が更新手続きを忘れた場合にも支援が途切れないよう期限前の案内や期限を過ぎた場合にどのように対応しているのか。２点目は窓口職員の学びについて触れられましたが、具体的にはどのような学習や研修を行っておられるのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　町民生活課長。

【○町民生活課長　前田　耕作君】　担当課では、期間満了の約２か月前から事前にお知らせ文書をお送りすることを基本としております。万が一期限が過ぎた場合におきましても、直ちに支援措置を解除することはいたしておりません。本人の安全を最優先に本人の意思や状況の確認ができるまでは支援措置を継続するなど柔軟かつ慎重に対応を行っております。

次に、職員の学習におきましては県が主催する実務者向けの研修会に積極的に参加し、関係法令や個人情報保護対策、他の自治体での事例などを学んでおります。また、受講した内容につきましては課内でも共有を図りながら、職員全体の知識向上と適切な窓口対応に努めているところです。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　ＤＶ被害者の情報はひとたび漏えいすれば本人や家族の安全に直接関わります。担当者が変わっても同じ水準で対応できるよう組織として知識や対応方法を共有し、情報管理を徹底していただきたいと思います。

さらに、研修などにも参加されているということでしたけれども、たくさんの研修に参加されて色んな情報を職員の皆さんに吸収していただきたいと思っております。

それでは最後の質問です。同じく情報管理について伺います。ＤＶ被害者が子どもを連れて避難した場合、学校や転校先などの情報から居場所が知られる恐れがあります。子どもと保護者の安全を守るため、教育委員会や学校では在籍状況や転校先などの情報をどの

ように管理し、教職員への周知をどのように行っていくのかをお伺いいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長　日高　佑二君】　ではお答えいたします。

ＤＶ被害者の子どもの転校などに関する情報は、児童生徒及び保護者の安全確保を最優先に、個人情報の保護には十分配慮して対応をしております。学校におきましては、転校先や在籍状況、住所、連絡先などの情報につきまして、対応に必要な関係教職員に限って共有し、不必要に情報が広がることがないように慎重に取り扱っております。

また、保護者からＤＶなどによる情報の取り扱いについて配慮が必要であるなどの申し出があった場合には、教育委員会と学校が連携しまして、関係機関とも必要に応じて情報共有を行いながら対応をしているところであります。教職員に対しましては、個人情報の適正な取り扱いや守秘義務について、日頃から周知を行っているところでございます。今後も児童生徒及び保護者の安全が損なわれることがないよう適切な情報管理に努めてまいります。

【○議長（穂寄　満弘君）】　井戸川議員。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　ご答弁ありがとうございました。

子どもの学校に関する情報は居場所の特定に繋がる可能性もある重要な情報です。児童生徒と保護者の安全を最優先に、学校と教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら情報管理の徹底をお願いいたします。

以上、産後ケア、男女共同参画、ＤＶについて伺ってまいりました。それぞれ分野が異なりますが、いずれも、誰もが安心して暮らし必要な時に必要な支援に繋がることができる地域づくりに関わる大切な課題です。制度や相談窓口があるだけでは不十分でその情報が必要な方に届き、自治体の支援に繋がること、そして、支援する側も関係機関と連携しながら切れ目なく対応していくことが重要だと思います。

今回の質問をとおして本町においてもそれぞれの分野で丁寧に取り組まれていることが分かりました。日頃から対応にあたっておられる職員の皆様の取り組みにも敬意を表します。今後も現在の取り組みを大切にしながら、より利用しやすく、また必要な支援が確実に届く体制づくりを進めていただくことを切に期待いたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

【○議長（穂寄　満弘君）】　これで井戸川紀代子君の一般質問を終結します。

【○議長（穂寄　満弘君）】　次に、中村繁樹君の一般質問を許します。中村繁樹君。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　皆様こんにちは、六日町の中村でございます。今回も一

般質問させていただきます。

では早速、地域コミュニティの維持と自治会活動のデジタル化支援についての質問になりますが、全国的に人口減少や高齢化、生活様式の変化を背景として、自治会・町内会への加入率低下や役員の担い手不足が大きな問題となっております。本町でも自治会加入者は減少傾向にあり、地域活動の担い手確保が難しくなっていると考えます。自治会は任意団体であり、加入や活動参加は住民の自主的な判断によるもので行政が加入を強制したり運営に過度に介入したりすることは適切ではありません。

しかし、自治会は行政情報の伝達、防災訓練、防犯灯やゴミ集積所の管理、環境美化、子どもや高齢者の見守り等、地域生活を支える重要な役割を担っております。自治会への加入が任意であるということと自治会が担っている機能まで行政が無関係で良いということは別の問題であります。これまで地域の善意と役員の努力で維持してきた仕組みが人口減少によって限界を迎える前に行政として何を補完できるのかを考える必要があります。今後さらに加入者や役員の担い手が減少すれば、その影響は自治会内部だけではなく町の防災、福祉、情報伝達、地域コミュニティの維持にも及ぶことが懸念されます。

先般、総務厚生常任委員会の政務研修にて金沢市の地域ＩＣＴプラットフォーム「結ネット」を開発する企業と意見交換を行いました。「結ネット」は行政や自治会からのお知らせの一斉配信、既読確認、行事の出欠、アンケート集計、防災情報、災害時の安否確認などに活用でき、文字の拡大や音声の読み上げなど高齢者にも配慮した仕組みであります。「結ネット」は単なる電子回覧板ではありません。誰に情報が届いたかを確認できるため、平常時の連絡だけではなく災害時に情報が届いていない世帯を把握することもできます。紙をすべて廃止するという発想ではなく、紙とデジタルを組み合わせ地域の実情に合わせて使いこなせることが重要だと考えます。もちろん「結ネット」を導入すれば、直ちに自治会加入率が上がるわけではありません。しかし、紙の回覧や出欠確認、集計作業を減らし役員の負担を軽減するとともに若い世代に情報が届きやすい環境を整えることは、自治会活動を維持させる１つの手段になると私は考えます。

そこでまず、自治会加入率の低下や役員の担い手不足を自治会だけの問題ではなく、地域防災、福祉、情報伝達、地域コミュニティの維持にも関わる町全体の課題として、町はどのように認識しているのか、また、地域ＩＣＴの活用も含め今後どのような支援が必要と考えているのかを伺います。

次に実効性のある空き家対策についての質問でありますが、人口減少と高齢化が進む本町におきまして、空き家の増加は将来の話ではなく既に町民の暮らしのすぐそばまで起きている現実であります。令和２年度の実態調査では居住のない未使用の空き家が５８４戸、

そのうち６戸は倒壊の危険性があると判断されました。現在はさらに増えているのではないでしょうか。本町の空き家対策計画でも管理されてない空き家は、倒壊による人身事故や近隣住民への損害、害虫、樹木の越境、瓦の飛散、火災、犯罪の誘発など地域全体に深刻な影響を及ぼすと整理されています。空き家の数だけではなく、周辺住民がどのような危険を抱えているのかを見る必要があります。

私は前町長在任中の令和５年１２月議会でも、六日町と仲町の通勤通学路に面した２件の危険な空き家を取り上げました。そのうち本庄小学校に近い旧道沿いの空き家では、敷地から伸びた竹が電線に接触し実際に電線火災が発生していました。近隣住民や区長が再三、町へ相談をしても改善が進まず、私は特定空き家などへの認定を含む毅然とした対応を求めました。しかし、当時の課長答弁では、本町には特定空き家などに認定した物件はない、改正法が１２月１３日施行であり、その後、国交省が指針・ガイドラインを公表予定である内容を踏まえて条例などを改正し、住民への周知や対策を進めたいとの答弁でありましたが、それからまもなく３年がたとうとしておりますが、２件とも抜本的な改善には至っておりません。一般質問が終われば、その案件まで終わったことになるのでしょうか。もし自分の自宅の隣に同じ状態の空き家があり、毎日その横を家族や子どもが通るとしたら、住民がどのような不安を抱えるのか。行政にはその立場に立って考えていただきたいと思います。

もちろん空き家は私有財産であり、適正管理の責任が所有者にあることは当然であります。しかし、倒壊、部材落下、火災、樹木の越境などによって第三者へ危険が及ぶ状態は、所有者と隣接者だけの問題ではなく町民の生命、身体、財産を守る公共安全上の問題ではないでしょうか。改正空き家法が施行され、特定空家などになる前の段階から管理不全空き家などとして指導勧告できる制度や緊急時の代執行制度が整備され、本町でも令和６年３月議会で条例を改定いたしました。国交省の調査では令和７年３月末までに、全国で管理不全空き家などへの指導は３，２１１件、勧告が３７８件、緊急代執行が１２件実施されております。もはや制度がないから動けないのではありません。問われているのは、整備された制度を本町がどのような基準と期限で運用を行い、町民の安全のために本気で動かすかであります。

そこで伺いますが、町内には周辺住民や通行人に危険を及ぼす恐れがある管理不全状態の空き家が見られます。町民の生命、財産を守る観点から改正空き家法及び町条例に基づき、認定、指導、勧告、命令、必要に応じて代執行まで含む実効性ある対策を進める考えがあるのかを伺います。以上で壇上での質問を終わります。

【○議長（穂苅　満弘君）】　答弁を求めます。町長。

【○町長（日高　利夫君）】　それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域コミュニティの維持と自治会活動のデジタル化支援についてであります。区の活動は行政情報の伝達や見守り支え合い、そして災害時の声かけで地域のつながりを育むだけでなく、住民の要望を的確に行政に伝える重要な役割を担っております。そのため加入率の低下は、地域コミュニティの弱体化にとどまらず、災害対応力や福祉力の低下にもつながりかねない、これは本町に限らず、全国の自治体の長年の懸案事項であると認識しております。

一方で、生活様式や価値観の多様化により、区の活動に参加していただけない方が増えている現状もございます。その対策といたしまして、未加入者への丁寧な説明と加入の呼び掛けは欠かせないと思いますけれども、区の役員の負担感の軽減や若い世代や転入者が参加しやすい仕組みづくりも必要であると考えております。そのツールとして、この地域ＩＣＴの活用は大変有効だとは考えますが、当面は区長など地域の声を丁寧に伺いながら、加入促進の在り方、支援策について調査研究していきたいと思っております。今後のこの地域ＩＣＴについてはしっかりとまた私たちも研究をしていきたいと考えております。

次に空き家の対策についてであります。町内における管理が行き届いていない空き家の存在は、防犯や防災、衛生面、そして、景観の課題からも地域住民の皆様にとっても懸念事項であると認識しております。現在空き家対策として、民間企業と連携協定を結んでおります「アキソル」という空き家の総合窓口を令和６年度から設置し、売却、そして、譲渡等のサポートを行っております。その他に、危険空き家等の解体補助、家屋等管理事業者の紹介や空き家の税負担軽減措置施策として空き家除去にかかる固定資産税の減免措置の導入、また、空き家の利活用対策として、空き家バンク制度や空き家利活用改修の支援を行っております。令和５年１２月に施行されました改正空き家等対策特別措置法においては、これまでの特定空き家に加え、放置すれば特定空き家になる恐れのある管理不全空き家が新たに位置付けられ市町村による事前の働きかけや指導の法的措置が強化されました。

本町としましても、この法改正の趣旨は十分に踏まえ、実効性のある対策を推進していかなければならないと考えております。以上であります。

【○議長（穂寄　満弘君）】　補足答弁はありませんか。ここで暫時休憩いたします。次の開会を午後１時１０分といたします。

午前１１時４８分休憩

午後１時１０分再開

【○議長（穂寄　満弘君）】　休憩を閉じ再開いたします。中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　ただ今町長から地域ＩＣＴの活用は重要であり、検討し

たいとの答弁ではございました。前向きな答弁だと受け止めます。ありがとうございます。行政が導入を決めて押しつけるのではなく、まず情報を示し区長や役員が使ってみたい、今のままでよいと判断できる材料を提供することが必要であります。導入するかどうかの前に選択肢を知ってもらうことから始めるべきではないでしょうか。ただし、区長や役員が機能や他の地域の活用事例を知らなければ検討も要望もできません。

そこで、区長会などの議会を利用して地域ＩＣＴの機能や導入事例を情報提供し役員の業務負担や結ネット導入への関心について、意向調査を実施する考えはないかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　総務課長。

【○総務課長（坂本　透君）】　地域ＩＣＴ活用は区運営の効率化に有効である一方、導入運用にあたっては、地域の合意形成やデジタル機器への習熟などの課題があり、慎重な検討が必要と考えられます。全区を対象としました情報提供意向調査につきましては、直ちに実施することは難しいですが、今後の社会情勢の変化を見極めながら、研究課題にさせていただきたいと思います。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　課長答弁ありがとうございます。

全区一斉の導入が難しいのであれば、関心のある地域でも小さく試し、使いやすさや役員負担の軽減効果を確認する方法もあります。モデル事業の目的は結ネットを導入すること自体ではありません。国富町の自治会に本当に合うのか、費用に見合う効果があるのか、高齢者も利用できるのかを、小さく試して判断するための実証であります。全町一斉導入の前に少数地域で検証する方がむしろ慎重で現実的な進め方だと考えます。

そこで、導入を希望する少数の自治会で一定期間モデル事業を行い、登録率、電子回覧の既読率、行事回答率、役員の作業時間、防災訓練時の安否確認率、利用者満足度を検証する考えはないかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　総務課長。

【○総務課長（坂本　透君）】　地域ＩＣＴを活用する際、導入費やランニングコストの負担、また防災情報メールなど既存システムとの機能重複と二重投資それから住民の情報格差、運用や維持管理における事務負担の増大、住民への定着性と利用率の不透明さなどの課題について慎重に検証する必要があると考えております。

したがいまして、町主導でのモデル事業立ち上げは現時点では考えておりませんが、要望区の取りまとめがあれば、支援策について検討をしていきたいと思います。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　課長、前向きな答弁ありがとうございます。導入費、既存システムとの重複、情報格差、事務負担などを理由に町主導のモデル事業は考えてないとのことですが、慎重な検討は必要ですが、導入費だけではなく、現在の紙による印刷、仕分け、配布にどれだけの費用と人手がかかっているのか、その削減効果も同じ土俵で比較すべきであります。現在の紙による配布にも、印刷費だけではなく職員の仕分け時間、自治会役員の配布作業、回覧に要する時間という見えにくいコストがあります。新しいシステムの費用だけを示して高いと判断するのではなく、現在の仕組みにかかっているコストとの比較が必要ではないでしょうか。

そこで、高齢者、スマートフォンを持たない住民には紙を残しつつ、デジタルで受け取れる世帯から段階的に切り替えることは可能です。紙とデジタルを併用しながら進めた場合の印刷、仕分け、配布経費の削減効果を町はどのように考えているのかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　総務課長。

【○総務課長（坂本　透君）】　広報誌や各種行政文書のデジタル化につきましては、紙代や印刷費、配送の経費削減につながる有効な手段であると認識をしております。

一方で、全てを直ちにデジタルに移行することは難しく、当面の間は紙媒体と電子版を並行して運用せざるを得ないため、かえって過渡期におけるコストや事務負担が増加することもあるようです。コスト削減効果と住民サービスの利便性のバランスを見極める必要があると考えております。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　デジタルの有効性は認めつつ、過渡期のコストや事務負担を課題として挙げられました。一足飛びの移行が難しいからこそ、単なる広報紙の電子化ではなく、防災、福祉、行政情報の伝達を含め、町内全体で活用の可能性を検討するべきであります。例えば、防災部門は安否確認、福祉部門は高齢者の見守り、町民生活部門は生活情報、総務部門は行政文書の配信というように各課が自分の業務で何に使えるのかを持ち寄ることで、自治会支援だけでは見えなかった費用対効果が見えてくるのではないでしょうか。

結ネットは、平常時の行政情報配信だけでなく、災害時の安否確認、高齢者の見守りなどにも活用できます。自治会担当だけの課題のひとつとして閉じ込めるのではなく、総務、防災、福祉、企画、情報制作などの関係課が連携し、地域防災、福祉、行政情報伝達の共通基盤として活用できる可能性を庁内横断的に調査する考えはないかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　総務課長。

【○総務課長（坂本　透君）】　新たな地域ＩＣＴツールが電子回覧板にとどまらず、行政情

報や防災情報の配信、災害時の安否確認、さらには高齢者の見守りなど多岐にわたる機能を有し、住民サービスの向上に資する可能性を秘めている点につきまして今回確認をさせていただいたところです。

ご指摘のとおり、こうしたシステムは防災や福祉など多くの関連部署が深く関わる事案であるため、庁内横断的な視点を持つことは大変重要だと思います。しかしながら、現段階におきましてはそれぞれの分野における既存システムとの整合性や導入に伴う初期投資及び継続的な財政負担、さらには住民の皆様の利用実態や情報格差への懸念などクリアすべき多角的な課題があるようです。

そのため、直ちに全庁的な調査組織を立ち上げて具体的な検討に入ることは難しいと考えておりますが、ＩＣＴ、ＡＩ、ＤＸ化は行政としても積極的に取り組む課題であると考えておりますので、さらに研究をしてまいります。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　ありがとうございます。

今の答弁で、ＩＣＴ、ＡＩ、ＤＸはいずれも重要です、と横文字を並べるだけではなく、町民のくらしで何が改善されるのかという視点が重要であります。自治会加入率が低下する中、行政情報や防災情報が自治会加入の有無によって届き方に差が生じることはあってはなりません。ここで申し上げたいのは、未加入世帯に自治会費で賄われているサービスまで同じように提供すべきということではありません。行政が町全体に届けるべき防災行政情報と自治会員に限定される地域独自の情報を理解し、公平性を保つことが必要であります。

そこで、自治会を通じた回覧や文書配布だけでは未加入世帯に情報が十分届かない恐れがありますが、町は現在、未加入世帯への情報伝達をどのように行い、どのような課題を把握しているのか。また、既存の手段を維持しつつ、結ネットなどの地域ＩＣＴを補完的に活用する考えはないのかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　総務課長。

【○総務課長（坂本　透君）】　増加している未加入世帯への情報伝達につきましては、行政運営上の重要な課題と認識をしております。現在、防災情報メール、戸別受信機や広報誌、公式ＳＮＳ等を組み合わせて周知を行っておりますが、これまで大きな問題は生じていないと認識しております。

しかし、情報伝達のさらなる確実性、迅速化は重要だと考えております。全ての住民へ情報を漏れなく届けるため、既存の伝達手段を補う新たな手法の導入は大切な視点と受け止めておりますので、住民の皆様の利便性や費用対効果などの課題も考慮しながら研究して

まいります。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　既存の手段で大きな問題が生じていないことは大切です。今後はさらに未加入世帯が増えることを考えれば、現在問題がないから十分ということではなく、より確実な仕組みを今のうちから検討していく必要があると思います。自治会未加入世帯にも行政防災情報を確実に届けることは行政上必要であります。一方で、自治会費を負担し地域活動を支えている自治会員と未加入世帯とを全く同じ扱いにすれば、自治会加入の意義そのものを損なう恐れがあります。結ネットは未加入者にも自治会員と同じサービスを提供する提案ではありません。行政防災情報は全町民へ、自治会費で支えられている自治会独自の情報やサービスは加入者だけへ、というすみ分けが可能な仕組みであります。

このように、結ネットには所属や権限に応じて情報を区分する機能があることから、行政が全町民に届けるべき情報と自治会員に限定すべき情報を明確に整理し、公平性を保ちながら活用することができます。未加入世帯を含めた全町民に必要な情報を届ける仕組みを整えるには理念や研究だけではなく、実際に必要となる費用を明らかにする必要があります。また、費用を自治会任せにすれば、自治会の財政力によって導入できる自治会とできない自治会が生じかねません。

そこで購入費用と財政負担について伺いますが、結ネットを実際に導入するためには、初期設定費用、利用する世帯数に応じた月額利用料、操作説明会や登録支援の費用が必要になります。自治会の自主的な判断による導入であっても、費用を全て自治会負担とすれば財政力のある自治会とそうでない自治会の間で導入格差が生じる可能性があります。

まずモデル事業として、１つや２つの自治会に導入した場合の初期費用、年間維持費用、及び町の事務負担について具体的な試算を行い、実証実験期間中は町が費用の全額又は一部を支援する考えはないかを伺います。また、本導入に至る場合、町、自治会及び利用者の費用負担をどのように分担することが適切と考えるか伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　総務課長。

【○総務課長（坂本　透君）】　ご提案のありました地域ＩＣＴを活用しましたモデル事業の実施につきましてですが、これまでも申し上げましたとおり、課題の検証ができておらず、現時点において町主導による実施を考えていない為、新規の費用補助、それから具体的な費用負担の在り方等につきましてはお示しをすることができません。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　課題の検証ができていない為、現時点では町主導の実施や費用負担の考え方は示さないとのことでありました。

ただ、課題が検証できないから実施しないのであれば、まずはその課題を誰がどのように検証するのかを明確にしなければ、いつまでも検討できないという状態が続いてしまいます。導入ありきではなく、導入できるかどうかを判断するための調査こそ必要ではないでしょうか。

では、最後の質問になりますが、総務課を中心とした導入の可能性の具体的な調査について伺います。結ネットは自治会の電子回覧板としてではなく、行政情報や防災情報の一斉配信、既読状況の確認やアンケートや出欠の自動集計、災害時の安否確認、広報誌や行政文書のデジタル配信など町の事務負担軽減と住民サービスの向上にも繋がる機能を備えております。したがって、自治体が任意団体であることを理由に自治会だけの問題として捉えるのではなく、行政にとっても有効な情報伝達、業務改善の手段として検討すべきと考えます。総務課を中心に関係各課が連携し、導入に必要な経費、削減が期待できる印刷費用、配布経費、既存の情報配信手段との違いや自治会や町の事務負担、モデル事業の実施方法などについて具体的に調査するべきと考えますが、調査結果を自治会長に示し、導入を希望する自治会があった場合には、試験的な導入に向けて協議を進める考えはないかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　総務課長。

【○総務課長（坂本　透君）】　ご提案の結ネットにつきましては、先ほども申しました通り、大変良いシステムであると考えております。事務負担軽減や住民サービス向上につながると認識する一方で、導入維持コストや職員の体制面などを考慮すると、町主導での直ちの導入を進めることは難しいと判断をしているところです。各区の動向や他自治体の事例を注視するとともに、総務課を中心に地域ＩＣＴの導入課題の整理を行いたいと考えております。

今後、地域ＩＣＴ活用について個別に区からの相談があれば、結ネット等の情報提供については行っていきたいと考えております。以上お答えします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　町長。

【○町長（日高　利夫君）】　突然ですけど、ちょっと補足で答弁させていただきます。ご承知のように来年は国スポが実施されます。人員が不足していることは事実です。まして、ご承知のように穂寄君が急逝してしまって、係長が今１人減になっております。その他にも体調を壊して休んでいる職員もおります。そして、その他に色んなことで先にやらなければならない懸案事項もございます。したがって、今の状況ではこの１年は恐らく手が付け

られません。はっきり言いますが余裕がありません。

ただ、こういう問題はどこかがやっぱり先に、モデル地区という言葉が出ましたけども、やっていただいて、先に進んでやっぱり検証していっていただかないと、いつまで経ってもできませんよね。で、どうしても人員が足りないというような状況になってくれば、ＡＩもそうです、ＤＸもＩＣＴもそうなんですけど、手は付けたいんですけど、なかなか付けられないところがあります。先には進みたいんですよ。お金の問題もあるかもしれませんけれども、やっぱりどうにかして先に進みたいというのはありますが、この１年間はちょっと無理だと思います。もしよかったら、中村議員、そういうふうで今色々まとめてくださってるなら、どっかの地区とタイアップをしていただいて、先進的にやってもらうとか、例えば議会の皆さんの中で特別委員会を作っていただいて、そこで研究をしてもらうとか、そういうことをしていただければ、私共は、どうにかして財政的な支援は、１，０００万も２，０００万もかける話じゃないんで、前に進むことはできるんですけどね。なんとかやりたいんですけど、今の状況ではちょっと無理だということです。ですから、もし皆さんがご協力いただけるんなら、しっかりと財政支援をできるような、そういう措置を講じていきたいと思いますので、皆さんにも色々協議をしていただくといいかなと思ってますんで、よろしくお願いします。以上です。

【○議長（穂寄　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　町長、補足答弁ありがとうございました。本当に、町長の率直な意見、やりたいけどお金がないと。僕もすぐすぐやってほしいということではなくて、職員が足りなくなるから、こういったことを入れていくといいよという提案型でありますので、何も今日すぐすぐに入れてくれってことではありません。

それで、先ほど課長の答弁がありましたとおり、町長からも答弁がありましたように各区から相談があれば情報提供をしていくとのことであり、一定の前進と私は捉えております。私も町長が言われたとおり、早速今日の答弁を聞きまして、導入に前向きな区長にこの情報伝達をして、できれば区のモデル地域を作っていけたらなと思っております。私は結ネットを導入すること自体を目的としているわけではございません。大切なのは人口減少や高齢化と自治会加入率の低下、役員の担い手不足が進む中で、これまでと同じ方法だけで地域を支え続けられるのかということで質問させていただきました。新しい取り組みには当然お金も費用も課題もあります。しかし、課題があるからこそ止まるのではなく、課題を整理し効果を見極めて必要であれば小さく試す、そうした姿勢がこれからの行政には必要だと考えましたので、今回の質問に至ったところであります。モデル地区をしっかり探して私も一生懸命動いていきますので今後とも行政支援の方をお願いいたしこの問題

を終わらせていただきます。

続いて、実効性のある空き家対策についてでありますが、町長答弁では空き家解体補助、空き家バンク、固定資産税の減免措置などについて説明をいただきました。これらの取り組みを私は否定するわけではありませんが、しかし、今回私が問題にしているのは、売却や解体を相談する意思がある所有者への支援ではなく、何度お願いしても動かない危険な状態を長期放置し、周辺住民に影響を及ぼしている空き家に対して、町が法に基づく権限をどう行使するか、また、３年前の一般質問からどうなったのかを聞いている問題であります。

所有者が自主的に改善してくれるのを待つだけでは危険は無くなりません。法に基づく権限がありながらお願いを繰り返すだけで、次の措置へ進まないのであれば、制度そのものが形骸化してしまいます。町長も変わり、法律も変わり、条例も変わった。しかし、私が指摘した危険な空き家は、一つも変わっていません。法改正の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を推進するという答弁だけでは、周辺住民が知りたい「町はいつ動くのか」という答えにはなっていません。

では、町が現地確認などにより倒壊や部材落下など第三者への具体的な危険を把握しながら、所有者へのお願いや指導を繰り返しても改善がされない場合、どの段階で次の法的措置へ移行するのか、また、危険を把握しながら必要な措置を取らず事故が発生した場合の法的、行政的リスクをどう認識し、必要に応じて顧問弁護士などによる検証を行うのか。最終的には、勧告、命令などへ進むかを誰が判断し、誰が責任を持つのかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　ご質問にお答えします。

既に倒壊して周囲に影響を与えている状況では、特定空き家に該当していると思われますので、その時点で法的措置へ移行するか判断すべきと考えます。法律上、特定空き家の指定権限は市町村長にあり、危険性の有無を調査判断する裁量があります。倒壊や落下物などの危険が客観的に高く、住民からの通報や過去の被害状況があったのに自治体が長期間調査や措置を怠った場合には、危険を予知しながら必要な措置を取らなかったと評価され、国家賠償法上の違法な不作為と判断されます。

行政の不作為が違法と評価されるかどうかは、危険の明白さや自治体の対応状況、具体的事情に大きく左右されますので、個別の事故についての法的評価は専門性が高いため、弁護士など専門家との協議となると考えております。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　ただ今の答弁は非常に重いものではないでしょうか。

執行部自ら、特定空き家などの判断基準は市町村長、いわゆる町長にあり、危険性を調査

判断する裁量があること、また、危険を把握しながら長期間必要な調査や措置を怠った場合には違法な不作為と評価される可能性があるとの認識を示されました。

そこまで認識されているのであれば、なぜ約３年にわたり、この案件が管理不全空き家などにも特定空き家などにも認定されていないのでしょうか。 実際に電線火災まで発生した案件であります。先ほどの課長答弁では、既に倒壊して周囲に影響を与えている状態ではその時点で法的措置へ移行すべきとのことですが、家屋が倒壊してからでは遅いのではないでしょうか。法律は事故が起きるまで待つ制度ではありません。家が壊れてから動くのでは遅く、倒れそうだ、危ないと分かった段階で町が動くために、管理不全空き家などという制度ができたのではないでしょうか。町に判断権限がある、不作為行為が問題となる可能性も認識している、過去に具体的な被害もある、それでも認定に至っていないのであれば、何をもって危険と判断するのかという町の物差しが明確でないことが問題ではないでしょうか。

特定空き家などの指定権限が市町村長にあるのであれば、その判断が担当者個人の感覚や経験だけに左右されない仕組みを作ることは、町長自身の判断を支えることにもなります。客観的な基準を整えることは、住民のためでもあり、行政を守るためでもあります。私は、町長を必要以上に法的、行政的リスクに晒したいわけではありません。そのような事態を避けるためにも、担当課任せではなく町のトップとして明確な判断基準を整えていただき、今度こそ危険な空き家問題を解決していただきたい。

そこで、建物の傾斜、屋根、外壁材の脱落、柱や基礎の老朽化、樹木、竹林の繁茂、衛生上の問題、道路、隣地への影響を点数化した危険度判定表やチェックシートを作成しているのか、担当者の異動などで判断が変わらないように国のガイドラインに沿った町独自の認定基準を公表するとともに現地確認から認定、指導、勧告まで標準的な処理期限を設ける考えはないのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　本町では、危険な空き家の解体撤去に対し費用の一部を助成する事業を令和４年から実施しており、住宅地区改良法に基づき判定表を作成しております。同じように特定空き家、管理不全空き家に該当するかどうかの判定基準については、県が令和７年４月に作成したものがありますので、これを参考にして検討したいと考えております。また公表についても検討したいと思っております。以上お答えします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　ありがとうございます。判定表があり、公表も可能との答弁でした。それであればまず公表していただきたいと思います。

ただし、その判定表は危険な空き家の解体撤去補助を判断するためのものであり、改正空

き家法に基づく認定や指導から勧告へ進む判断にどう結び付けるのかは、現在見えておりません。平たく言えば、勧告は単なる強いお願いではありません。住宅が建っている土地に適用されている固定資産税の住宅用地特例が外れ、所有者の税負担が大きく増える可能性があります。だからこそ勧告へ進む基準と都市建設課から税務課へ確実に情報を繋ぐ手順が重要になると考えます。そこで、改正空き家法では管理不全空き家などについても指導して改善されない場合には勧告を行うことができ、勧告を受けた土地は住宅用地特例の対象から外れ税負担が増える可能性があります。

これまでに本町で管理不全空き家など特定空き家などに対して勧告した実績はあるのか、また勧告した場合、都市建設課から税務課へどのように情報を引き継ぎ、住宅用地特例の見直しまで進めるか、その庁内手続きは整備されているのかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　本町ではまだ管理不全空き家、特定空き家を認定した実績はありません。

今後、勧告をするとなった場合には、住宅用地特例の軽減措置解除については、税務課と連携して対応していきます。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　本町では管理不全空き家など特定空き家の認定実績はなく、住宅用地特例も今後税務課と連携するとのことでした。法律も条例も整え、判定表もあります。それでも認定実績はゼロ、税務課との連携もこれからであれば、制度はあっても運用は始まっていないと言わざるを得ません。

問題は何回お願いしたかではありません。 何度指導しても改善されない時に、いつ「お願い」から「勧告」へ切り替えるのかを私は聞いているのであります。これではまた３年後に同じ質問をしなければならないのでしょうか。危険な空き家は行政の検討が終わるまで待ってはくれません。時間が経てば建物はさらに傷み、倒壊や部材落下の危険は高まります。その間、危険を背負わされ続けるのは、行政でも所有者でもなく、その周辺で暮らす町民であります。そこで、複数回の指導にも関わらず正当な理由なく期限までに改善されない案件は、原則として勧告手続きへ移行する明確な運用基準を設けるべきではないでしょうか。

また、通知書には改善箇所、改善期限、勧告、住宅用地特例への影響、命令や代執行の可能性まで明記し、所有者に行政の本気度が伝わる実効性ある文書へ改める考えはないのかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　勧告手続きへ移行する運用基準は実績がないために未作成でありますが、今後、国のガイドラインや他の自治体等の運用基準を参考に検討したいと考えております。

【○議長（穂寄　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　実績がないため勧告の運用基準は未作成であり、今後国のガイドラインや他の自治体を参考に検討するとのことでした。

しかし課長、実績がないから基準がないのであれば、最初の１件を何を根拠に判断するのでしょうか。実績がないからこそ、いざという時に迷わず動ける基準と手順を準備しておくのが行政の危機管理ではないでしょうか。実績がないから作らないという答弁を聞くと実績が出来るまで基準を作らないのかという疑問が残りますが、最初の案件が発生してからガイドラインを読み、他の自治体を調べ、庁内で役割を決めるのでは間に合わないのではないでしょうか。

それでは、行政代執行や略式代執行、緊急代執行を実施する場合の庁内手順、危険度判断、顧問弁護士との連携、予算措置、解体業者の確保、残存物の保管、近隣住民への説明、法令に基づき費用請求、徴収まで一連の手続きを定めた実施マニュアルを整備しているのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　行政代執行マニュアルについても、今後国のガイドライン、他の自治体等の運用基準を参考に検討したいと考えております。以上お答えします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　認定実績もない、勧告基準もない、税務課との連携もこれから、代執行マニュアルもこれからです。法律も条例も整っているのに、実際に動くための基準や手順が準備されていないのであれば、町民から「制度はあるが使う準備をしてこなかった」と受け止められ、私も相談された方に何と説明をすれば良いのでしょうか。

屋根材の落下物や建物の倒壊はマニュアルが完成してから起きますと予告してくれるわけではありません。特に今回取り上げている案件は通学路や生活道路にも面しております。子どもや住民が日常に通る場所でもあることをもう少し重く受け止める必要があるのではないでしょうか。もちろん、行政代執行は最終手段であることは私も十分承知しております。しかし、最終手段だからこそ、必要になった時に使える状態にしておかなければ意味がありません。最後の手段だから準備しないのではなく、最後の手段だからこそ準備するというのが危機管理ではないでしょうか。

危険な空き家は、行政の準備が整うまで待ってはくれません。特に通学路や生活道路に

面し、倒壊や屋根、外壁材の落下などの危険が切迫している案件について、本町には緊急安全措置又は緊急代執行へ移行する具体的な判断基準があるのか、また、実際の危険案件を想定し都市建設課、税務課、顧問弁護士、解体業者などを交えた訓練又は机上演習を年度内に実施する考えはないのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　行政代執行の手順等については実績のある宮崎市の事例などを参考に作成したいと考えております。その上で訓練、机上演習の実施について今後検討したいと思います。緊急代執行は個人の財産権を事前の十分な通知なしに制限、破壊する行為であるため、自治体側にとっても非常に法的リスクが高い措置です。

そのため、客観的に誰が見ても一刻を争う危険状態であるという写真や構造上の建築士などの専門家の意見、警察、消防からの出動要請や意見などが厳格に揃っていることが大前提となると思われます。以上お答えします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　緊急代執行に慎重な判断が必要であることは、私も重々理解しております。

しかし、私が伺ったのは、どの状態になれば判断するのかという具体的基準といざという時に動ける訓練の有無であります。写真や専門家の意見を揃えるという説明だけでは誰がいつどの段階で判断するのかは見えてきません。所有者が分かり、連絡が取れる案件でさえこの状況であれば、所有者や相続人が分からない案件ではさらに対応が止まるのではないかという疑念が残ります。行政が所有者を探している間にも建物は傷みます。「調査中」という言葉で危険そのものを止めることはできません。

今後、相続が何代にも渡り相続人が多数となる案件や相続放棄により利害関係が複雑になる案件は増えることが予想されます。そうした案件ほど長期化しやすいため、所有者不明を「止まる理由」にするのではなく、「別の手段へ切り替える理由」にしなければなりません。

そこで、相続人が多数いる、相続放棄をされている、所有者や相続人の住所が分からないことを理由に対応が長期化又は停止している案件は何件あるのか、固定資産税情報と戸籍、登記などを用いた所有者調査の手順と期限を定めているのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　税務課長。

【○税務課長（長友　正登志君）】　お答えします。宛て所がないとの理由で戻ってきた固定資産税の課税通知の件数については３９件ほどございます。以上お答えします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　所有者等の特定にかかる調査手順については、今後、国のガイドラインや他の自治体等の運用基準を参考に検討したいと考えております。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　税務課長から、固定資産税の課税通知が宛先不明などで戻ってきた物件が３９件あると、具体的な答弁をいただきました。３９件全てが所有者不明空き家という意味ではありませんが、所有者への連絡が困難な物件が一定数存在することが明らかになりました。

一方、所有者や相続人を特定する調査手順は、今後国のガイドラインや他の自治体を参考にするとの繰り返しの答弁であります。税務課から具体的な数字が示された一方で、都市建設課の手順はこれからという答弁でありました。数字を把握することは大切ですが、その数字を次の行動に結び付ける仕組みがなければ、把握しただけで終わってしまいます。所有者が分からないから動けないのではなく、所有者を確認できない場合に備え、略式代執行や必要に応じて相続財産清算人、所有者不明建物管理制度の活用を検討できる法的制度があります。

そこで、所有者を確認できない危険な空き家について、略式代執行を検討するとともに、必要に応じてこれらの民事上の制度を活用する考えはないのか、また、代執行などに要した費用について法令に基づく請求、徴収の手順を整備しているのか、費用回収が困難であることだけを理由に町民の安全確保を先送りしていない方針を明確にすべきではないかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　所有者不明建物の代執行についても今後、国のガイドラインや他の自治体等の運用基準を参考に検討したいと考えております。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　課長、国のガイドラインや他の自治体の運用基準を参考にして検討している間にも空き家は増え、建物は老朽化し、相続は複雑になります。危険になってから所有者を探し、指導、勧告、代執行を検討する後追いの対策だけでは、今後増加する空き家には追い付かないのではないでしょうか。

必要なのは危険になる前に所有者と繋がり、売却、賃貸、解体、適正管理の意向を早い段階で整理する仕組みであります。危険になってからの対応には、所有者の調査、解体、場合によっては公費負担など大きなコストがかかります。早い段階で売却、賃貸、管理、解体の

方向性を整理できれば、危険化を防ぐだけでなく行政コスト抑制にも繋がると考えます。

そこで再度、町内全域の空き家の実態調査を更新し、所有者の管理状況、売却、賃貸、解体の意向、相続状況などを継続的に把握する考えはないのか、また「住まいの終活」に関する相談や空き家管理事業所、司法書士、不動産事業者などとの連携により、空き家発生直後から所有者や家族が相談できる仕組みを整備する考えがないかを伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　現状把握のための空き家実態調査は必要であると考えております。管理状況や所有者の今後の意向などの把握の方法について、他の自治体の事例などを参考に検討したいと思っております。

相談する仕組みとしては、現在、民間企業と連携協定を結び、「アキソル」という空き家の総合窓口を令和６年４月から設置し、売却、譲渡など所有者対応をしております。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　民間企業と連携した「アキソル」という空き家総合窓口の設置は一歩前進として評価いたします。

一方、町内全体の空き家の実態や所有者の意向把握は他の自治体の事例を参考に検討するとの答弁でした。相談窓口があっても町自身が空き家が何戸あり、何戸が活用でき、何戸が危険化する可能性があるのかを把握しなければ受け身の対策にとどまりませんか。相談窓口を設けたこと自体は評価いたします。

次に必要なのはその窓口に相談に来るのを待つだけでなく、町が実態を把握し使える空き家を掘り起こし民間へ繋ぐことであります。空き家を問題物件としてではなく地域資源として見る発想が必要ではありませんか。私は使える空き家は住宅だけでなく事務所、福祉事業所、農産物加工所、創業拠点、小規模な水耕栽培など新たな仕事や雇用を生み出す地域資源として活用する視点が必要だと思います。

そこで空き家を住宅利用だけでなく、事務所、福祉事業所、農産物加工、小規模な水耕栽培などの事業用物件として活用できるかを分類した「空き家活用カルテ」を作成し、民間事業者から活用提案を募集するモデル事業を実施する考えはないのか、また、総務課、町民生活課、都市建設課、総合戦略課、農林振興課、福祉課、税務課などが連携する庁内横断的な空き家対策会議を設置し、年度ごとの数値目標と実績を公表する考えはないのか伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　都市建設課長。

【○都市建設課長（木下　輝彦君）】　ご質問のとおり単なる住宅としての活用にとどまらず、事務所、福祉事業、さらには農産物加工施設など地域の産業や暮らしを支える多様な事業

用ニーズに対応していくことは、地域経済の活性化や移住定住促進の観点からも重要であると考えております。

また、ご提案のような関係課で構成する庁内会議の設置と空き家の把握数、活用相談件数、マッチング成立数などの年度ごとの明確な数値目標を設定し、毎年度の実績を公表する仕組みについて前向きに導入を検討したいと思っております。以上お答えします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　中村議員。

【○議員（５番　中村　繁樹君）】　ただ今の答弁の方向性については私も同感であります。ただ、最後が「前向きに導入を検討する」で終わったことが非常に残念であります。「前向き」と「検討」を並べれば進んでいるようには聞こえますが、検討しただけでは空き家は一軒も減らず、一軒も活用されません。私は壮大な計画を一度に作れと言っているわけではありません。まず関係各課で一度集まる、数値目標を一つ決める、活用できそうな空き家を一軒選ぶ、そして一つでも実際に動かしてみる、それが第一歩ではないでしょうか。

今回、認定、勧告、代執行、所有者不明案件、予防、利活用まで一連して伺いましたが、その中で見えてきたのは、法律や制度が足りないのではなく、それを実際に動かす基準、手順、そしてそれを決断する決断が十分に整っていないという本町の現状であります。令和５年１２月議会で具体的な危険空き家を取り上げてからまもなく３年、その間に法律も変わり、条例も変わり、管理不全空き家などや緊急代執行という制度も整いました。

しかし、私が問題提起した危険な空き家は今なお抜本的な改善には至っておりません。認定基準や勧告の運用もこれから、税務課との連携もこれから、代執行のマニュアルもこれから、緊急時の訓練もこれから、制度だけが前へ進み行政の運用がその場に立ち止まっていると言われても仕方がないのではないでしょうか。ここまで「今後作成する」「他の自治体を参考にする」という答弁が続きました。もちろん、他の自治体を参考にすることは重要であります。

しかし、参考にすること自体が目的ではないはずです。参考にしたあと、国富町としていつまでに何を作り、誰が動くのかまで示して初めての対策ではないでしょうか。空き家対策で最も恐るべきことは、建物が古くなるだけではありません。「誰かが何とかするだろう」などと、そういった判断を先送りにして危険な状態が日常の風景になってしまうことではないでしょうか。町民から相談を受け、町も危険性を把握し、法律も整っている、それでも動かないのであれば一体何が整えば町は動くのでしょうか。

では最後に、角度を変えて私からの提案があります。今年度予算では６８２万３，０００円をかけ、公用車１号車をアルファードに更新されました。執行部からの選定理由といたしまして、快適な室内空間で大人数の移動ができ、車内で打ち合わせができ業務効率の向上、

大規模災害時の臨時執務スペース、高い安全機能などが示されております。私は委員会でも厳しい財政状況の中、本当に今この高額な公用車を購入する必要があるのかと申し上げました。しかし、大人数で移動ができ、車内で打ち合わせができ、業務効率が向上するということが本当の購入理由であるならば、ぜひ町長、議会終了後に都市建設課、税務課、町民生活課、総合戦略課などの関係職員をそのアルファードに乗せて、今回申し上げた危険な空き家を一緒に見て回り、車内で打開策をじっくり協議していただけませんか。町長、問題は会議室で起こっているのではありません。現場で起こっているんです。現場を自分の目で見て、近隣住民の声を聞けば、「今後研究します」「検討します」「他の自治体を参考にします」という言葉だけでは進まないことが分かるはずであります。私はなんでもかんでも行政代執行しようと言っているのではありません。もちろん所有者が責任を果たすことが大前提であります。

しかし、町民から何度も何度も相談が寄せられ、町も危険を把握し、それでも改善されないのであれば、最後に町民の安全を守るのは行政ではないでしょうか。現地に立てば書類や写真だけでは分からない道路との距離、通学する子どもの動線、隣の家との近さ、住民が毎日感じている不安が見えるはずであります。その現場感覚を関係各課で共有することから、具体的な打開策が生まれてくるのではないでしょうか。

町民が求めているのは法律があることでも、条例があることでも、研究・検討してくれることでもありません。目の前の危険がなくなることではないでしょうか。せっかく大人数で移動ができ車内で打ち合わせができる公用車を購入したのであれば、単に町長たちを安全に移動させる車だけではなく、町政を現場へ動かすための公用車として使っていただきたい。そして、関係各課で知恵を出し合い、町長の強いリーダーシップのもと、誰がやるのか、いつまでにやるのか、どうすれば解決できるのかを車内で決めるくらいの姿勢を見せていただきたい。危険な空き家はもう充分待っております。周辺住民ももう充分待っております。次に必要なのは、研究でも検討でもありません。町長、実行ではないでしょうか。

今回の一般質問を契機とし、町内から一軒でも危険な空き家が改善され、「あの質問から町が動いた」と町民に実感していただけることを強く強く期待いたしまして、私の全ての一般質問を終わります。

【○議長（穂苅　満弘君）】　町長。

【○町長（日髙　利夫君）】　色々中村議員から言われましたが、最後が公用車に回ってくるとは思いませんでした。公用車の案件は、前の車よりか全体的に安いと、これ一般的などこの市町村もそういう公用車を購入していますので、国富町だけが言われるような特別の公用車を購入したわけではありません。私も新車に乗ったことは一度もないので、車には

ほとんどこだわりのない人間ですから、ただそういうことで考えれば、皆が考えて、今一番一般的ですよというような、この車を皆が考えて購入したということであります。

今回の問題、この土地の問題、以前質問されているのですね。あまり私は中身を見てないのですが、要は、仲町のあの藪の中と議員の隣のあそこの話ですよね。あの仲町の話は私もずっと以前から、なんであそこがいつまでも残っているのかと。菊池さんもお亡くなりになったので、菊池ハツさんですかね。私が昭和５５年から財産管理の担当をしていましたので、町内の土地をいくつか借りておりました。あそこはもう竹藪になっていますが、あの頃はまだ立派な家だったのですが、毎年お金を持っていって印鑑をもらいにいった、そういう思い出があります。ちょうど家の真ん中辺りに大きな祠があって、あれが何十年もする間にああいう状況になった。特に隣の浜砂電器さんとかは、隣に倉庫を持っておられるのですよね。藪がどんどん押し寄せてきて台風の時に大変だということで、一緒に、亡くなった浜砂君と一緒に木を切りに入ったこともあります。なんとかしなくちゃいけないということは、１年半の間にだいぶ言っているのですが、あそこはその祠の問題もありますけど、埋蔵文化財とかそういう色々な問題があるらしいです。それもあるし、息子さんですか、何回も町の方もアタックしているのですよね。ただ、お金がないからどうにもできないと。言われるように、お金がないからどうにもできないということではなく、あそこに誰かが煙草の火でもぽんと投げ入れて火事でもなってしまったら、やはり大きな問題になるということは、今、都市建設課長にも口を酸っぱくして言っているところであります。ここは本当に何とかしなくちゃいけないと私も常々思っています。

ただ、こういう非常に難しい状況が色々あるというのを私は今回中村議員の質問の中で、やはりよいならんちゃなと。都市建設課長は、町長が言うようにはうまくはできないですよ、という話を相当聞いているので、ただ、ここはなんとかしたいなと思っています。お宅の隣のは、もうどこのどなたかご存知なのですよね。中村議員が言ってもやはり駄目だということなのでしょう。あそこも一軒家になってしまって、もうトラクターであればぽんとひっこ抜ける、そんな状況になっていますよね。特にまた、ちょうど道路端でもあるので、やはり見にくいなというのは常々考えています。

先ほども言いましたように、人的に非常に無理なところもあるので、一緒くたにはならないでしょうけれども、この問題は私のいる間になんとかして片付けたいと思います。これも皆で常日頃からそういう話をしていますので、わざわざアルファードに乗って見に行くことはないと思います。頑張ります。以上です。

【○議長（穂苅　満弘君）】　これで中村繁樹君の一般質問を終結します。ここで暫時休憩といたします。次の開会を午後２時１５分といたします。

午後２時０４分休憩

午後２時１５分再開

【○議長（穂苅　満弘君）】　休憩を閉じ再開いたします。次に、山内千秋君の一般質問を許します。山内千秋君。

【○議員（７番　山内千秋君）】　こんにちは。今日４番目に質問します山内千秋であります。今日は雨の中、足元悪い中傍聴に来ていただき誠にありがとうございます。

まず７月の令和８年熊本地震により、宇城市氷川町では震度７が観測され尊い命が失われ多くの方々が被災されました。道路、鉄道、ライフライン、大規模な建物倒壊や停電、断水が長期化し、今なお避難生活を余儀なくされている方々がいらっしゃいます。被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、千葉県をはじめ石川県、富山県、福井県にも豪雨災害が続き、私達の暮らしがこれまでの常識では通用しない気候に晒されることを痛感しました。国富町でもいつどのような災害が起こるか分かりません。地域の皆様が安心して暮らせる対策が必要です。

では議長の許しを得ましたので質問に入ります。現在、国富町におきましては本庄、八代、木脇の３中学校が、それぞれ地域の核として重要な役割を果たしており、現時点で具体的な再編計画が示されているわけではありませんが、しかしながら、少子化の進行、教育環境の確保、財政負担の見通しなど中長期的な視点から検討すべき課題が存在することも事実であります。そこで本日は将来的な中学校再編の可能性について、町としての現状認識と今後の方向性を伺います。以上で壇上での質問を終わります。

【○議長（穂苅　満弘君）】　答弁を求めます。教育長。

【○教育長（荒木　幸一君）】　それでは山内議員のご質問にお答えいたします。中学校再編の可能性についてであります。本町の小中学校の児童生徒数は７月現在において１，２４０人であり、２０年前と比べますと約７２０人の減、１０年前からすると約２１０人の減となっております。このような急激な少子化が進む中にあって、このままの学校数を維持していくのか、あるいは学校の再編を考えていくべきなのか、今後の学校の在り方は子どもの成長に大きな影響を与えるものであり、地域全体で考えるべき大きな課題であると認識しております。また学校再編については県内の市町村共通の課題でもあり、再編への取り組みがなされている市町村もあるところです。

現在、保護者や地域の方々からの学校再編についてのご意見ご要望等は伺っておりませんが、そのようなお話をいただくことがあった場合には改めて対応を検討していきたいと

思います。以上お答えいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　補足答弁はありませんか。山内議員、質問を続けてください。

【○議員（７番　山内　千秋君）】　教育長ありがとうございます。近年出生数の減少により、本町の中学校でも学年規模の縮小が進む可能性があります。町内３校の今後の１０年間の生徒数の推移をどう見ているのか伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長（日高　佑二君）】　それではただ今の質問にお答えいたします。町内の令和７年度までの年度別の出生数を基に算定してみた推計値でありますが、１０年後の本町の中学校３校の生徒数は、本庄中が１９５人、八代中が４１人、木脇中が１１４人の計３５０人という数値となりまして、現在と比べまして本庄中が２６人の減、八代中が５５人の減、木脇中が１４人の減で全体では５５人の減と見込まれる状態になっております。以上お答えいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　山内議員。

【○議員（７番　山内　千秋君）】　３中学校で５５人も減少傾向にあるんですね。少子化が続く中で教育環境の維持にどのような課題を感じているのか伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長（日高　佑二君）】　本町の中学校の少人数学級の環境におきましては、生徒一人一人の状況を把握しやすく、きめ細かな指導や生活面の支援が行いやすい一方で、学級規模の縮小が進むことで多様な友人関係の形成や部活動や学校行事などの一定の人数を必要とします教育活動の維持が難しくなることや学級数で決まる教職員定数が現在より減り、中学校においては全教科の教員を揃えることができないことが予想されます。以上お答えいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　山内議員。

【○議員（７番　山内　千秋君）】　専門の教員が少なくなれば子ども達の学力が落ちていくのが心配ですね。１学年１学級の学校が増える場合、少人数学級のメリット・デメリットをどう維持するか伺います。

【○議長（穂苅　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長（日高　佑二君）】　少人数校では生徒一人一人のきめ細かな指導が可能となり、教職員と生徒の関係性が密接に保たれることが利点として挙げられます。また地域に根差した学校として地元団体との連携や地域行事への参加など地域コミュニティの貢献度も大きいものがあると考えます。

一方で、学級規模が小さいことによりまして、友人関係や多様な価値観に触れる機会が限

定されるほか部活動や学校行事などの人数を要する活動の維持が困難になる場合があります。さらに教職員の公務負担が相対的に増大しまして、施設維持費などの固定経費の効率性が低下することが課題と考えられます。以上お答えします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　山内議員。

【○議員（７番　山内　千秋君）】　先生とのコミュニケーションは取れますが部活動や人数の必要な場合は困難な場合がありますね。

今年の４月より西都市が再編いたしましたが、他の串間市、宮崎市の再編事例をどう評価しているのか伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長（日高　佑二君）】　再編の事例ということでありましたら、お答えいたします。県内の市町村に聞き取りを行いましたところ、令和６年度から７年度の間に６市町で小中学校の再編が行われておりまして、令和９年度に２つの市町村で小学校の再編が計画されているようでございます。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　山内議員。

【○議員（７番　山内　千秋君）】　学力向上や部活動の充実のためです。学校規模の適正化を検討する考えはありますか伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長（日高　佑二君）】　教育長の答弁にもありましたとおり、現在において地域や保護者の方々から学校の再編や規模の適正化についてのご意見やご要望は寄せられていません。そのため、町としまして一方的な方向性を示すということは今のところ考えておりません。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　山内議員。

【○議員（７番　山内　千秋君）】　私が聞いたところによりますと、中学校再編には賛成の方が多かったようです。再編した場合、通学距離が伸びる地区への対応やスクールバスの安全対策はどうなるのか、また再編統合の場合、新校舎建設の概算は持っているのかを伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長（日高　佑二君）】　現段階におきまして、こういった個別の案件につきましては検討しておりませんので、ここでお答えできません。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　山内議員。

【○議員（７番　山内　千秋君）】　まだ決まってないので答えられないということですね。国の交付金活用の可能性はあるか伺います。

【○議長（穂寄　満弘君）】　教育総務課長。

【○教育総務課長（日高　佑二君）】　学校の施設の整備につきましては、この再編というものには関わらず工事が必要なものについては必ず適用できる補助金がないかは調べるようにしております。以上お答えいたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　山内議員。

【○議員（７番　山内　千秋君）】　本日は質問に対してご答弁いただきましてありがとうございます。中学校再編につきましては、まだ具体的な計画が示されている段階ではございませんが、先ほど私も申し上げましたが、要望として挙がっていませんが地区の学校の父兄の方々に聞いたところ、中学校再編については将来の子どものためにいいことだと、賛成の声がたくさん聞けました。町の将来を見据え、子ども達の学びの環境をどのように守り、どのように整えていくべきかという視点は、私たち議会にとっても極めて重要な課題であると改めて感じております。

本日の答弁を踏まえ、町としての現状認識や今後の検討の方向性について、引き続き議会としても丁寧に確認しながら、町民の皆様にとって分かり易く、安心していただける議論を進めてまいりたいと思います。

最後になりますが、本日の質問を通じて子ども達の未来を守るための議論が一歩でも前進することを願い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【○議長（穂寄　満弘君）】　これで山内千秋君の一般質問を終結します。

次に河野憲次君の一般質問ですが、本人から取り下げの申し出がありましたので、これを認めます。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。よって、本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

午後２時３１分散会
